

多可町次世代育成支援対策推進行動計画

□■ のびのび育とう、育てよう ■□



平成 24 年 3 月改訂
多 可 町

目次

1. はじめに.....	1
1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の法的位置づけ.....	1
1-3 計画の期間.....	1
2. 現状と課題.....	2
2-1 多可町の概要.....	2
(1) 地勢と位置	2
(2) 土地利用	2
2-2 現状と課題.....	3
(1) 人口・年齢階層別人口	3
(2) 年齢3区分別人口の推移	4
(3) 世帯数の状況	5
(4) 出生数の推移	6
(5) 婚姻件数、離婚件数	6
(6) 就労状況等	7
(7) 保育所、幼稚園の状況	9
(8) 学童保育事業等の状況	10
(9) 乳幼児健診の状況	10
(10) 子育てに関するニーズ等	11
3. 基本理念.....	14
3-1 基本理念.....	14
3-2 基本目標.....	15
3-3 施策体系.....	16
4. 基本施策.....	18
4-1 若者が安心して子どもを産めるためのまちづくり.....	18
(1) 住環境の整備	19
(2) 結婚への応援	20
(3) 雇用・就労支援	20
(4) 医療の充実	21
4-2 子どもを守り、子育てを応援する地域コミュニティづくり.....	22
(1) 世代間交流の充実	23
(2) 地域の子育て力の充実	23
4-3 子どもと母親の身体と心の健康づくり.....	26
(1) 子どもと母親の健康づくり支援	27
(2) 心のケアの充実	28
(3) 思春期における相談支援	28

(4) 食育の推進	29
4-4 未来を担う若者の育成と子どもの健やかな成長.....	30
(1) 未来を担う若者の育成	31
(2) 教育の充実による子どもの生きる力の育成	31
(3) 子どもや保護者等の自主活動の充実・支援	33
4-5 子育てがしやすい環境づくり.....	36
(1) 経済的支援の充実	36
(2) 地域医療全般	37
4-6 仕事と子育ての両立.....	38
(1) 仕事と家庭の両立支援	39
(2) 保育環境の充実	40
4-7 子どもが安心して育つ環境づくり.....	42
(1) 地域防犯力の向上	43
(2) 安全意識の高揚	43
(3) 安全な環境づくりの推進	44
4-8 子どもの人権尊重.....	45
(1) 要保護児童への対応	46
(2) ひとり親家庭への支援	47
(3) 障がい児への支援	47
5. 保育サービスに係る目標事業量.....	49
6. 重点的に取り組む事業.....	51
6-1 若者に魅力あふれる環境づくり.....	51
6-2 地域における交流の場づくり.....	51
6-3 未来を担う若者の育成.....	52
6-4 保育サービスの充実.....	52
6-5 児童虐待の防止と発達障がい児への支援.....	53
7. 実現方策.....	54
7-1 町民や関係機関との連携.....	54
7-2 次世代育成ネットワーク会議の推進.....	54
7-3 多可町少子化対策推進本部会議による計画の進行管理.....	54
資料編.....	55
多可町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会委員名簿	55
多可町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会の経過	56
平成21年度多可町少子化対策推進本部会議委員名簿	57
平成21年度多可町少子化対策推進本部幹事会名簿	58
平成21年度多可町少子化対策推進本部会議及び幹事会の経過	59
評価指標一覧表	60

1. はじめに

1-1 計画策定の趣旨

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を図ることを目的に、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。これにより、旧中町、旧加美町、旧八千代町では、平成 17 年 3 月にそれぞれ「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定しました。

本町では、平成 17 年 11 月 1 日の 3 町合併により、旧 3 町の「次世代育成支援対策推進行動計画」を踏まえて、多可町としての「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、10 年計画の集中的・総合的な子育て支援に取り組んできました。このたび前期計画期間が終了することから、国や県の指針、町の現状等を踏まえて、新たな後期行動計画を策定しました。

1-2 計画の法的位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子育て家庭と子どもたち、未来を担う若者を対象に、本町がこれから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示すものです。

1-3 計画の期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画とします。

2. 現状と課題

2-1 多可町の概要

(1) 地勢と位置

多可町は、平成 17 年 11 月 1 日に旧中町、旧加美町、旧八千代町の 3 町が合併して誕生した町です。

兵庫県の東播磨地域の内陸部に位置し、北は丹波市、朝来市、東は丹波市、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神河町、市川町にそれぞれ接しています。

東西 13 km、南北 27 km、総面積 185.15km²を有し、直線距離で神戸まで約 45 km、大阪まで 70 kmの距離にあります。

地勢的には、周囲を中国山地（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区、中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流して西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れています。

気候は、瀬戸内気候の影響を受けて穏やかですが、中国地方の背陵地帯として内陸性気候の影響も受け、寒暖の差が比較的大きくなっています。

交通条件は、西脇市で国道 175 号と分岐した国道 427 号が多可町中区、加美区を縦断し、八千代区では県道西脇八千代市川線、多可北条線、加美八千代線が通り、中国自動車道滝野社 IC や加西 IC と接続しています。

公共交通は、神姫バスの定期路線があり、コミュニティバスの運行も行われています。

(2) 土地利用

本町の総面積は 185.15km²で、山林面積が約 148km²で全体の 79.8%を占めています。

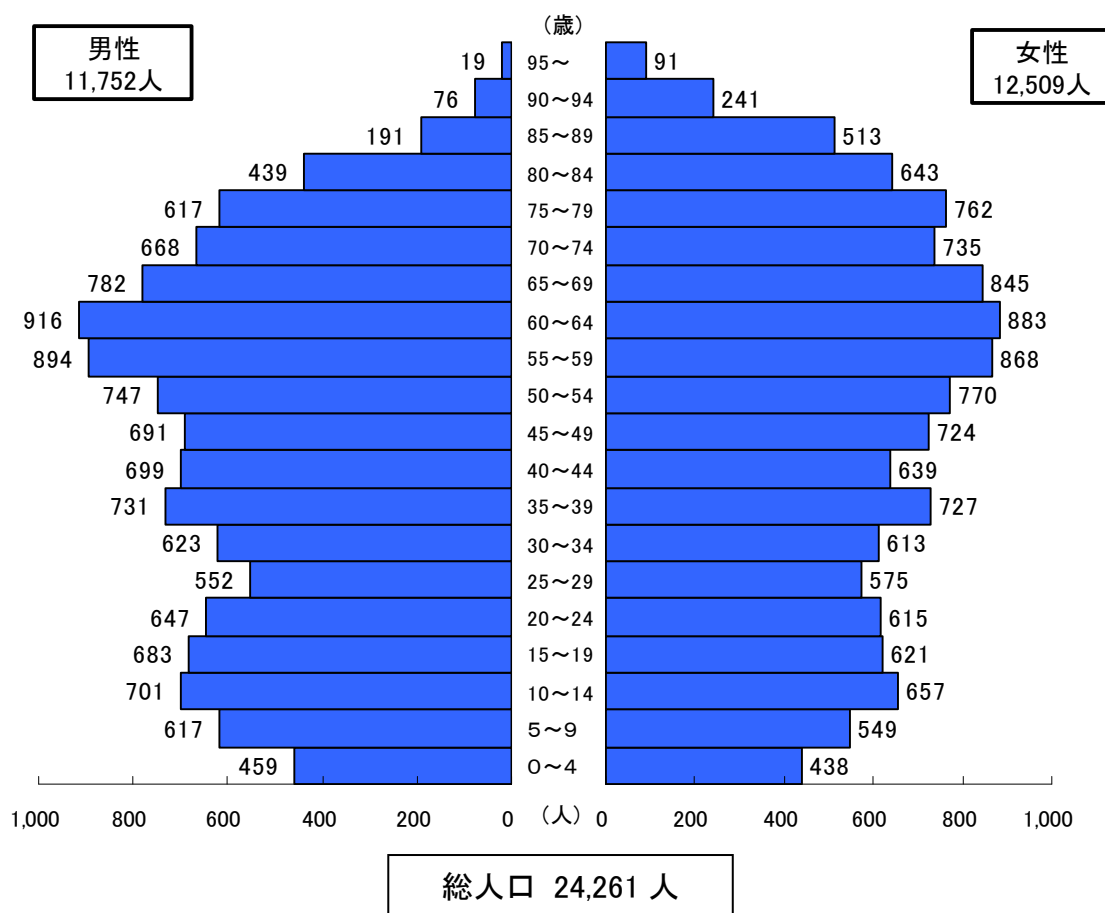
中山間地域であるため、平地を十分確保することができず、宅地が 2.8%、田畑が 8.1%となっています。

2-2 現状と課題

(1) 人口・年齢階層別人口

本町の人口ピラミッドをみると、年齢階層別では男女ともに「60～64歳」の階層の人口が最も多く、「25～29歳」前後の若者や「0～4歳」の子どもの人口が少ないことがわかります。

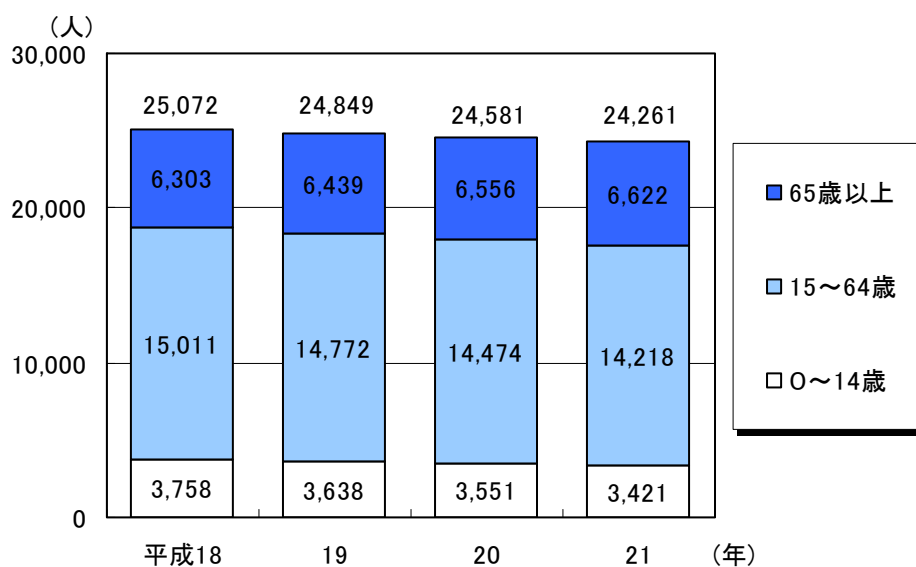
■人口ピラミッド(平成21年4月1日現在)



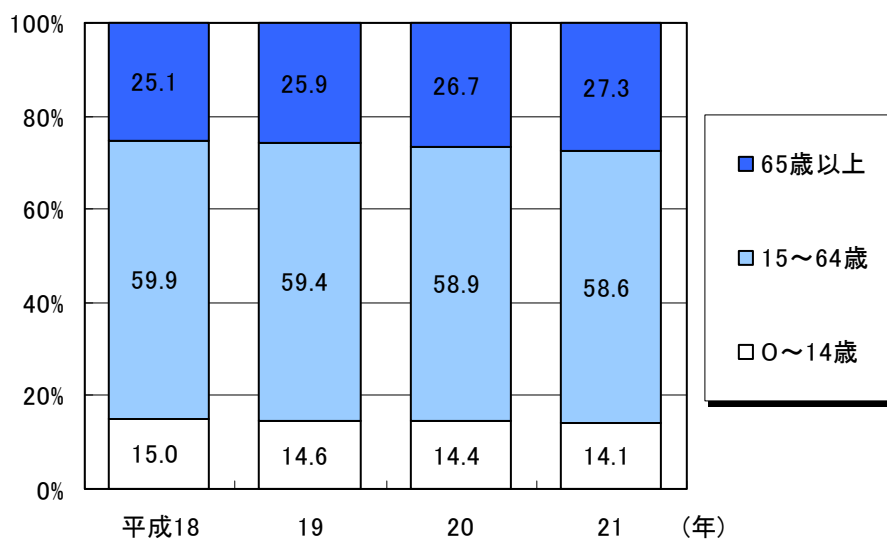
資料:住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は、平成18年から平成21年にかけて337人減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は、319人増加しています。このため高齢化率は4年間に2.2ポイント増加しているのに対して、年少人口比率は0.9ポイント減少しています。



資料:住民基本台帳

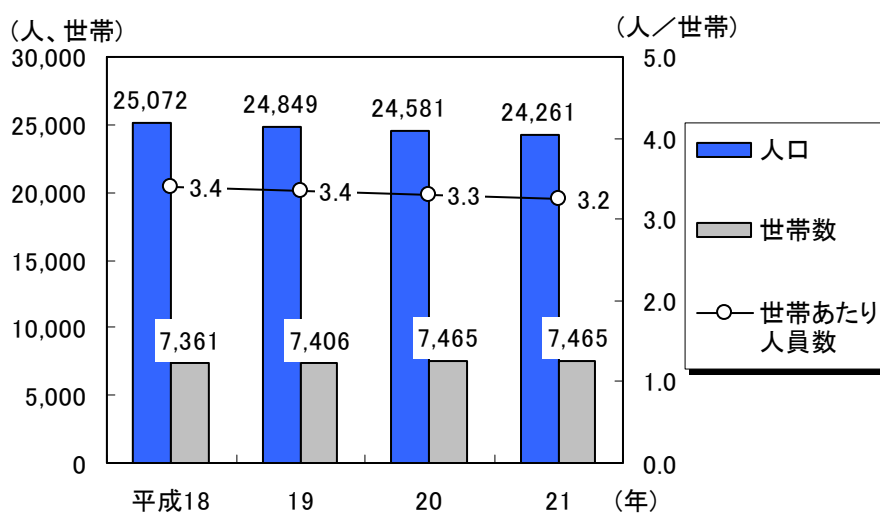


資料:住民基本台帳

(3) 世帯数の状況

① 世帯数と平均世帯人員の推移

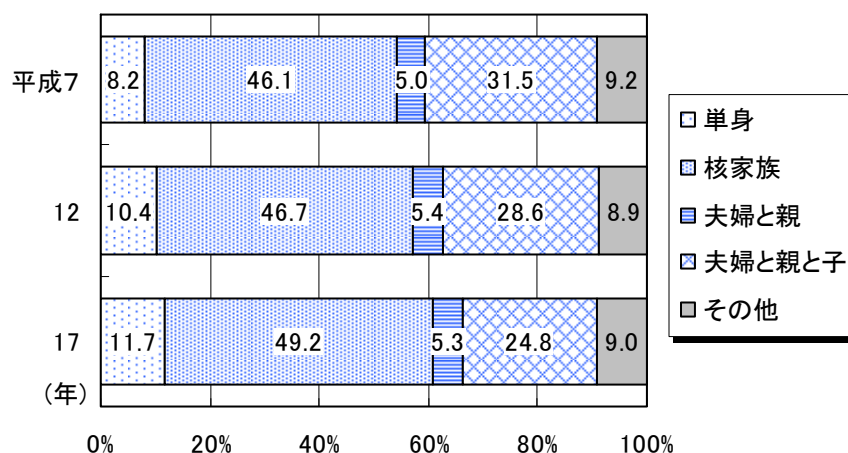
世帯数は平成18年以降やや増加傾向にあり、平成21年には7,465世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成21年には1世帯あたり3.2人となっています。



資料: 住民基本台帳

② 世帯構成の推移

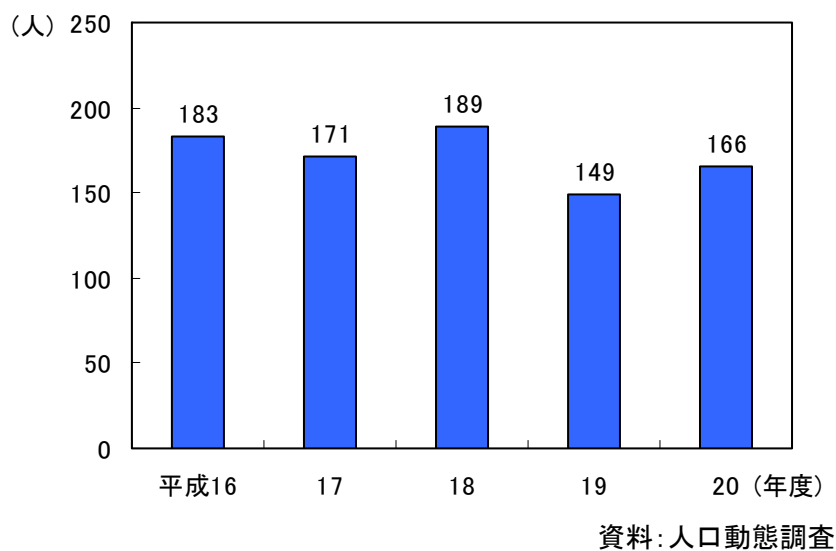
世帯構成の推移をみると、平成7年以降、「単身」「核家族」世帯が増加し、「夫婦と親と子」の三世帯世帯が減少しています。



資料: 国勢調査

(4) 出生数の推移

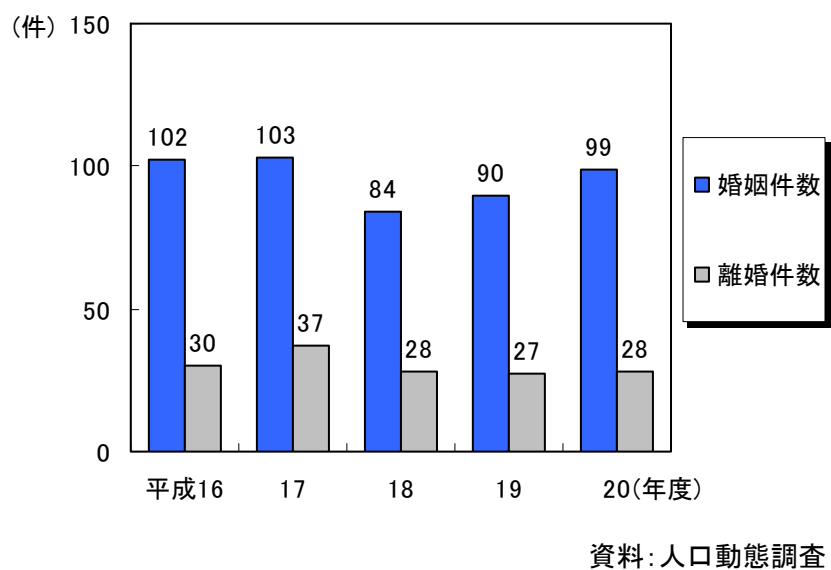
出生数の推移をみると、平成16年度から増減を繰り返しています。



(5) 婚姻件数、離婚件数

婚姻件数は平成18年度でやや減少していますが、その後再び増加しています。

離婚件数は18年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

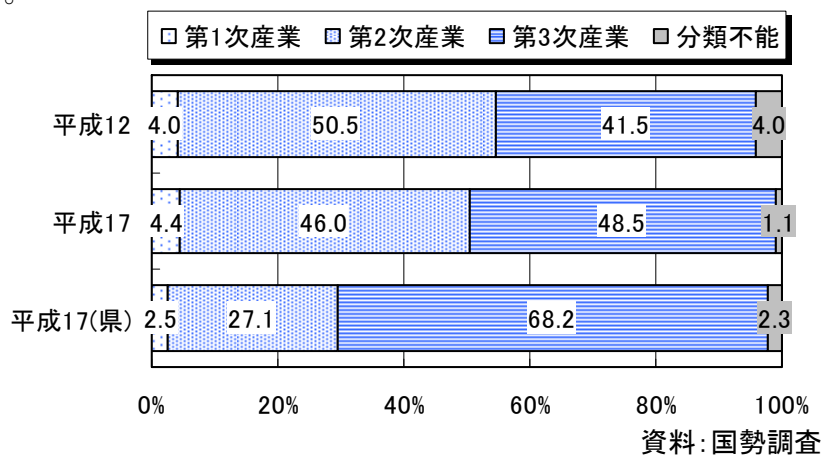


(6) 就労状況等

① 産業構造の推移

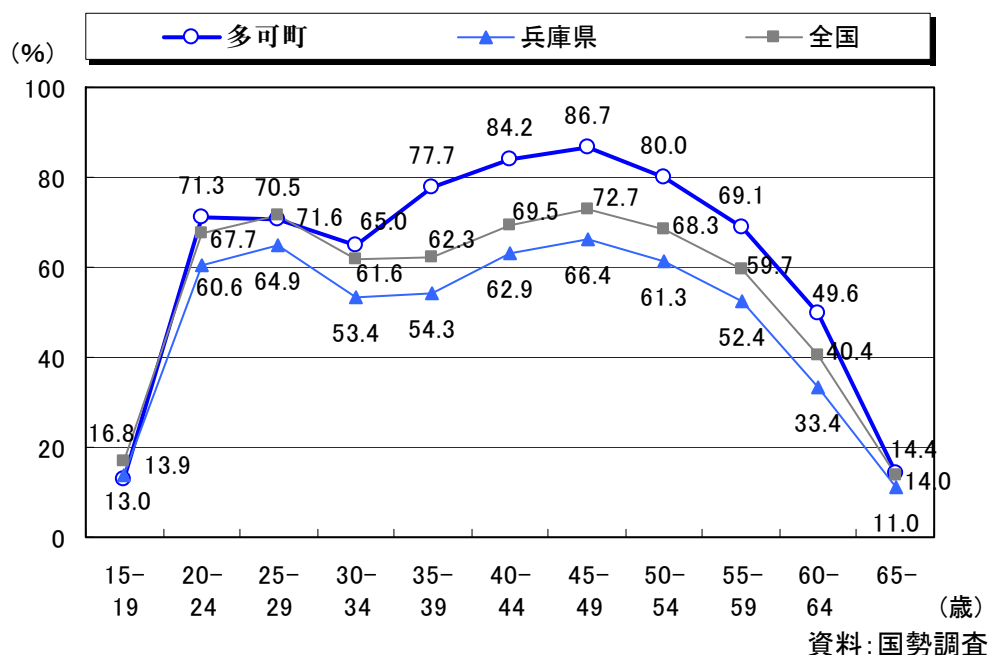
産業別就業者割合の推移をみると、平成12年から平成17年にかけて第2次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が上昇しています。

兵庫県と比較すると、本町は第1次産業及び第2次産業の割合が高いことがわかります。



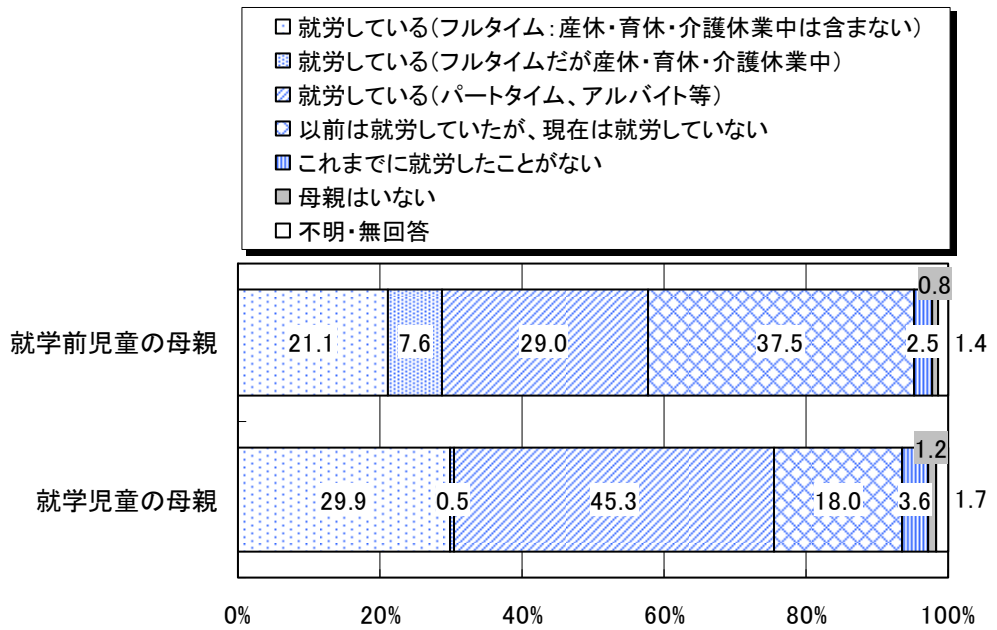
② 女性の労働力率

平成17年の本町の女性の年齢別労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をみると、いわゆる「M字カーブ」を描いています。20歳代後半から30歳代前半での労働力率の低下は出産や育児による就労率の低下を、40歳代での上昇は再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。また、全国や兵庫県と比較して「35～39歳」から「60～64歳」までの値が高く、就労している割合が高いことがわかります。



③ 母親の就労状況

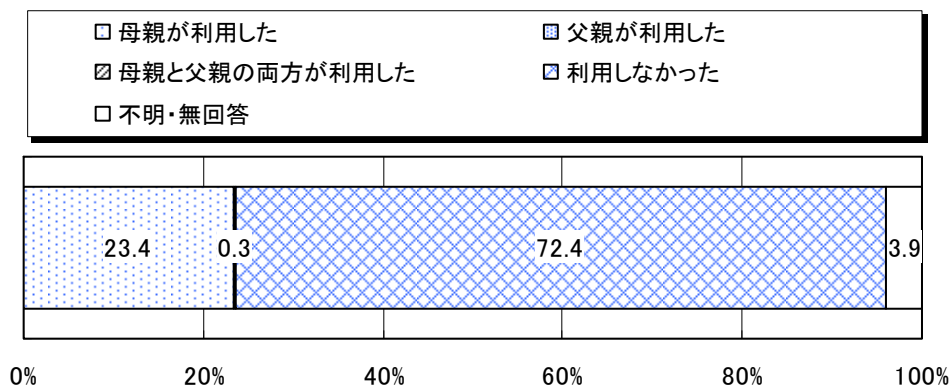
アンケート調査の結果から母親の就労状況をみると、就学前児童の母親で57.7%、小学校（就学）児童の母親で75.7%の人が働いていることがわかります。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」人の割合は、就学前児童の母親で37.5%、小学校（就学）児童の母親で18.0%となっています。これらのことから、子どもの年齢が上がるにつれて母親の再就職が進んでいる様子がうかがえます。



資料: 次世代育成支援に関するニーズ調査(平成20年度)

④ 就学前児童の保護者の育児休業制度の利用状況

育児休業の利用状況をみると、就学前児童の母親は23.4%となっています。一方、父親の育児休業の取得経験者は、0.3%であり、ほとんど利用されていないことがわかります。



資料: 次世代育成支援に関するニーズ調査(平成20年度)

(7) 保育所、幼稚園の状況

平成20年4月1日現在、町内の認可保育所数は6施設、認可幼稚園は4施設あります。定員数は保育所が510人、幼稚園が300人となっています。

平成17年から平成20年にかけて、特に幼稚園の入所者数が減少しています。

入所者を年齢別にみると、保育所では1歳児の入所者が年々増加していますが、全体的に入所者は減少傾向にあります。これは0～5歳の児童数自体が減少していることが大きく影響しています。

また、保育所では延長保育及び一時保育を実施しており、延長保育の利用者数は、平成17年度以降、増加傾向にあります。

■保育所、幼稚園の設置数、定員数、入所児童数

		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
認可保育所数		6	6	6	6	6
認可幼稚園数		4	4	4	4	4
定員数	保育所	540	540	540	540	510
	幼稚園	300	300	300	300	300
入所者数	保育所		455	453	475	448
	幼稚園	304	325	306	298	272

資料：多可町子ども課

■年齢別の推移

年度		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	児童数	208	198	217	252	233	262	1,370
	入所児童数(保)	5	36	63	149	186	17	456
	入所児童数(幼)	—	—	—	41	40	244	325
	在宅児童数	203	162	154	62	7	1	589
平成18年度	児童数	170	219	200	215	255	234	1,293
	入所児童数(保)	6	39	67	126	206	9	453
	入所児童数(幼)	—	—	—	39	44	223	306
	在宅児童数	164	180	133	50	5	2	534
平成19年度	児童数	170	176	218	201	213	260	1,238
	入所児童数(保)	8	40	88	141	169	29	475
	入所児童数(幼)	—	—	—	28	39	231	298
	在宅児童数	162	136	130	32	5	0	465
平成20年度	児童数	163	177	178	222	201	215	1,156
	入所児童数(保)	6	45	70	148	167	12	448
	入所児童数(幼)	—	—	—	36	33	203	272
	在宅児童数	157	132	108	38	1	0	436

資料：多可町子ども課

■延長保育、特別保育等の状況

	平成17	平成18	平成19	平成20
延長保育利用者数	307	455	446	678
一時保育	293	126	104	159
休日保育	—	—	—	—
夜間保育	—	—	—	—
病後児保育	—	—	—	—

資料：多可町子ども課

(8) 学童保育事業等の状況

学童保育事業の実施施設数は、平成16年度以降、5施設で推移しています。利用者数は毎年増加し、平成16年度が107人であるのに対して、平成20年度は227人と2倍以上の増加となっています。

■実施施設数

年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
施設数	5	5	5	5	5

資料:多可町子ども課

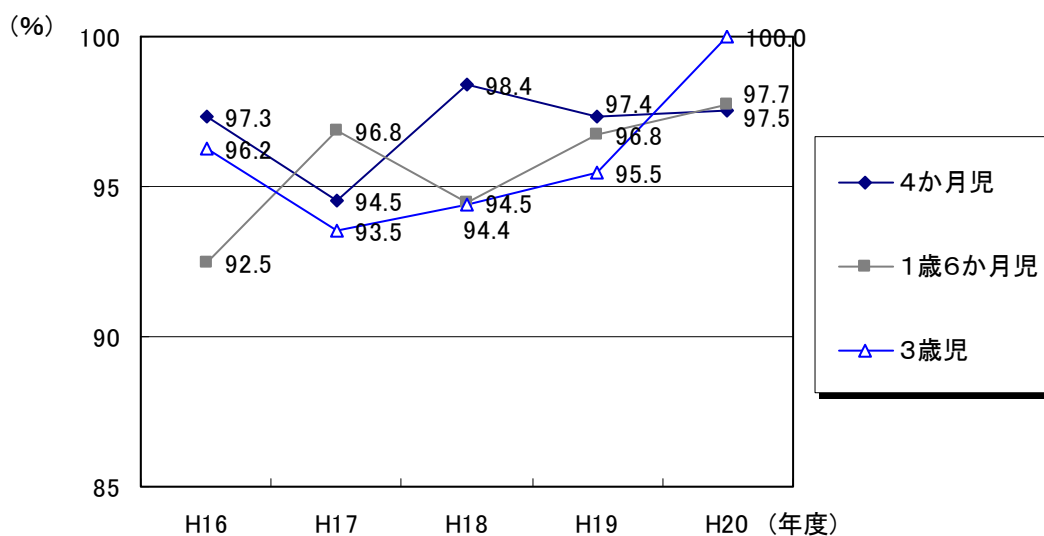
■利用者数

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
中北にこにこクラブ	24	35	42	47	40
中南にこにこクラブ	52	49	51	49	53
松井っ子クラブ	14	24	45	47	69
杉っ子クラブ	14	25	31	43	42
八千代わんぱくクラブ	3	6	15	20	23
計	107	139	184	206	227
中町幼稚園預かり保育	45	49	43	47	40
八千代幼稚園預かり保育	—	4	11	20	12

資料:多可町子ども課

(9) 乳幼児健診の状況

乳幼児健診の受診率をみると、平成16年度以降、増減を繰り返していますが、全体的には上昇傾向にあります。

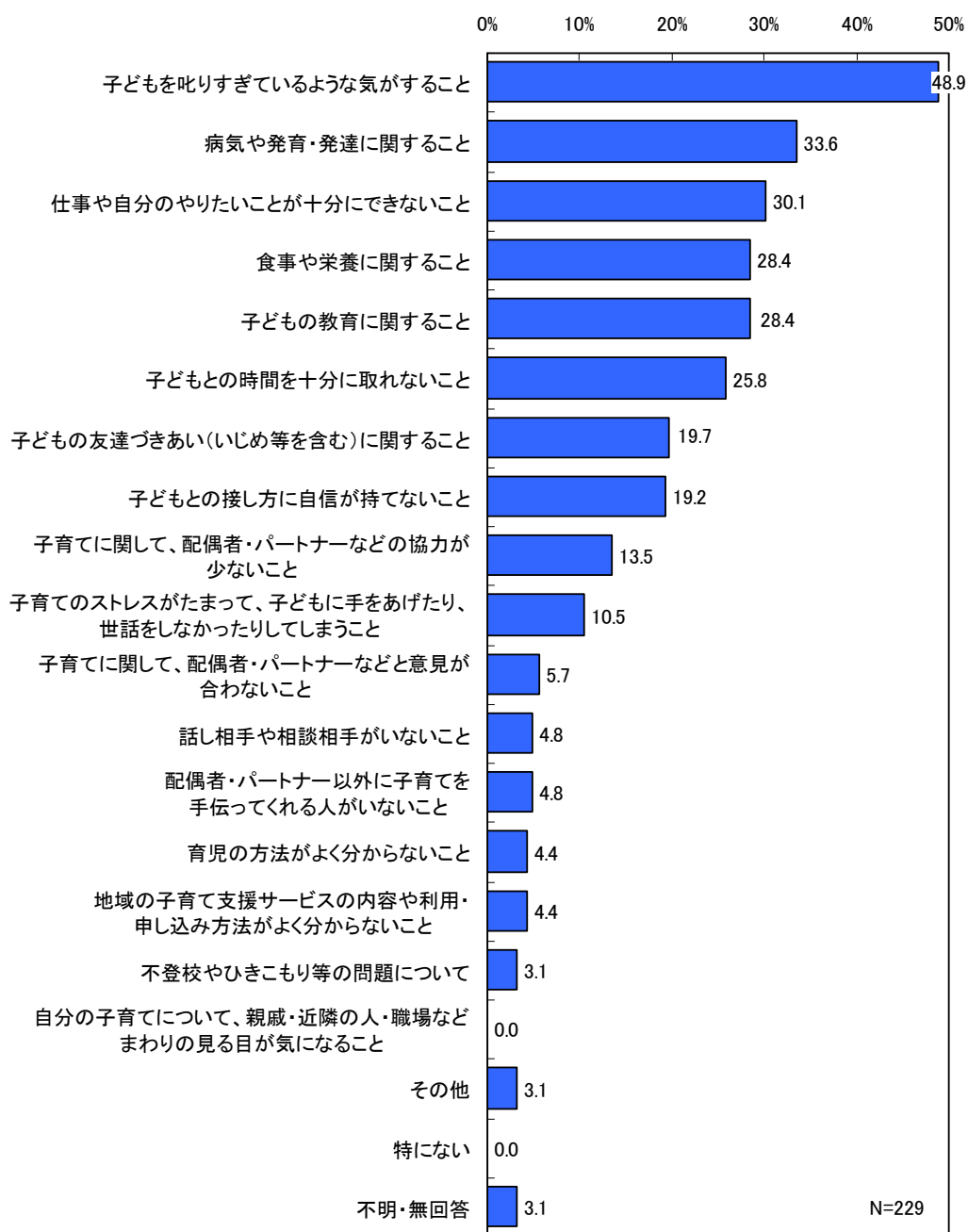


資料:多可町子ども課

(10) 子育てに関するニーズ等

① 子育てをする上での不安や悩み

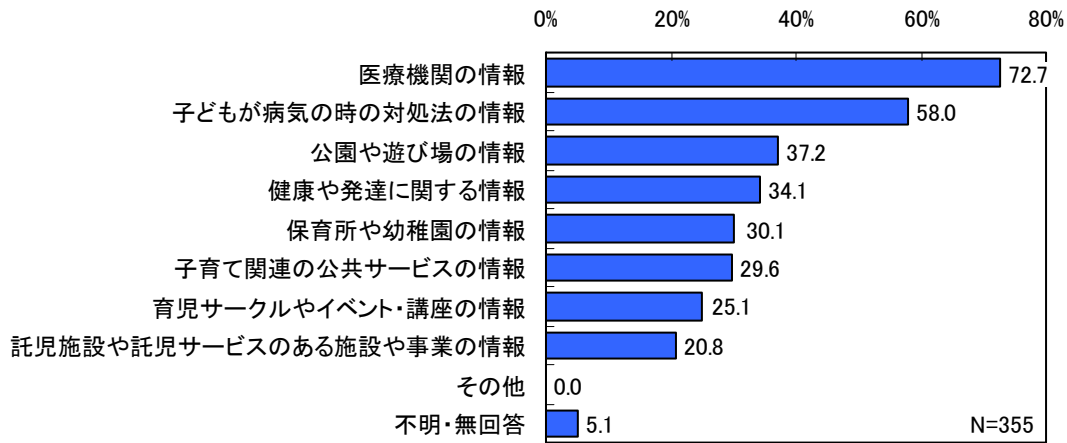
子育てをする上での不安や悩みについてみると、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが48.9%と最も多く、次いで「病気や発育・発達に関する」とが33.6%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が30.1%となっています。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査(平成20年度)

② 子育てに関して必要な情報

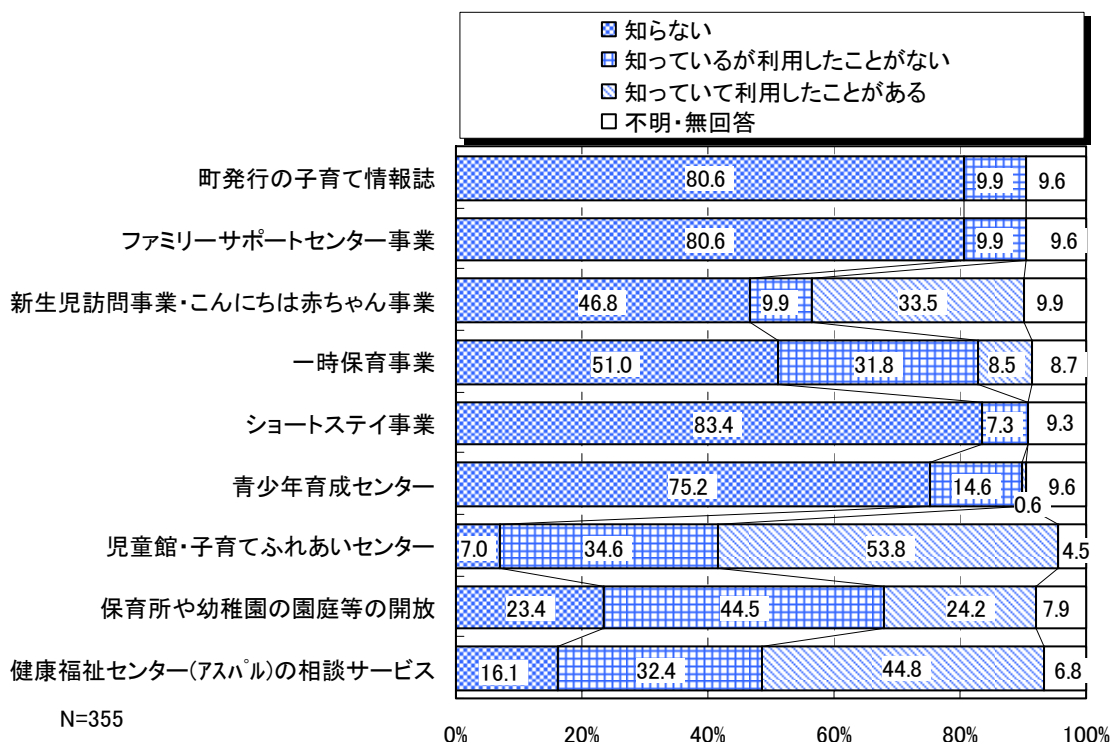
子育てに関して必要な情報についてみると、「医療機関の情報」が72.7%と最も多く、次いで「子どもが病気の時の対処法の情報」が58.0%となっています。



資料: 次世代育成支援に関するニーズ調査(平成20年度)

③ 子育て支援に関わるサービスの認知度・利用状況について

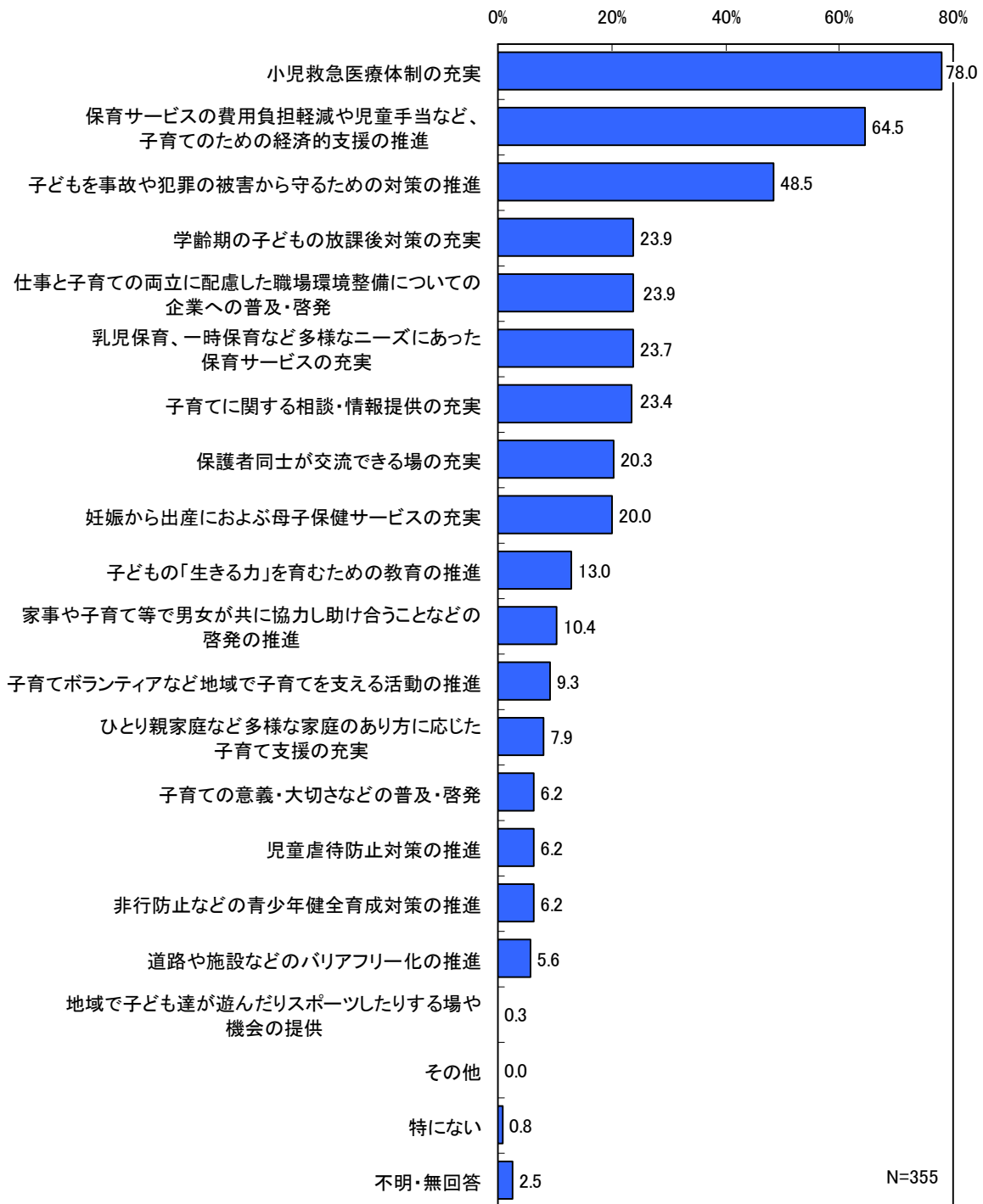
認知度・利用状況をみると、「児童館・子育てふれあいセンター」「健康福祉センター(アスパル)の相談サービス」「新生児訪問事業・こんにちは赤ちゃん事業」は他のサービスに比べて「知っているが利用したことがある」の割合が高くなっていますが、その他のサービスは、利用したことがない人が過半数を占めています。



資料: 次世代育成支援に関するニーズ調査(平成20年度)

④ 充実を期待する子育て支援施策

充実を期待する子育て支援施策についてみると、「小児救急医療体制の充実」が78.0%と最も多く、次いで「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の推進」が64.5%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」48.5%などとなっています。



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査(平成20年度)

3. 基本理念

3-1 基本理念

のびのび育とう、育てよう

□ 若者に魅力あふれる地域をつくる

若い人たちが定住し、結婚して次世代の家庭を築くことができる地域づくりをめざします。そのために現存する住宅資源の活用、就労活動への支援に取り組み、さらに若者が企画開催するイベントなど、若者が活躍できる場づくりを進めます。

□ 「子育てするならこの町」といえるまちをめざす

安心して子どもを産み育てるために、幼保一元化の取り組みなどを活かし、乳幼児から中高生に至るまで、さまざまな子育て支援を充実します。

そして、家庭（親）、地域、学校・園が一体となって、子どもたちが安全に、のびのび成長できるまちをめざします。

□ 地域とともに個性ある学校・園をつくる

農林業、地場産業など多可町ならではの体験学習をはじめとして、地域とともに心豊かな教育のできる学校・園づくりを進めます。

地域のふれあいを大切に、世代間の交流、ボランティア活動などを通じて「みんなが集まり、みんなが支え合えるまちづくり」を進めましょう！

3-2 基本目標

国が「行動計画策定指針」で示した7つの施策領域に、多可町として「若者の定住促進」という独自の課題領域を加え、以下の8つの基本目標を掲げます。

8つの領域	基本目標
1. 若者が定住し家庭を築くための応援	<p>～ 若者が安心して子どもを産めるためのまちづくり～</p> <p>若者が働き、定住し、家庭を築くことができ、安心して子どもを産めるための環境及び社会資本の整備に努めます。</p>
2. 地域における子育ての支援	<p>～ 子どもを守り、子育てを応援する地域コミュニティづくり ～</p> <p>子育てする世帯が地域の中で孤立しないよう、子どもを見守り、子育てを応援する地域コミュニティづくりをめざします。</p>
3. 母性と乳幼児等の健康の確保・増進	<p>～ 子どもと母親の身体と心の健康づくり ～</p> <p>母子保健の充実に努め、妊産婦と乳幼児の健康づくりを推進します。</p> <p>幼少時から基本的な生活習慣が身につくよう支援します。</p> <p>思春期保健等、心身の発達や性に関する教育・啓発を推進します。</p>
4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<p>～ 未来を担う若者の育成と子どもの健やかな成長 ～</p> <p>子どもたちに、家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義、大切さに関する啓発と教育の充実に努めます。</p> <p>体験型学習の機会等を通じ、子どもの生きる力の育成や保育所・幼稚園・学校、公民館等での教育プログラムを充実します。</p> <p>子どもや保護者等の主体的活動への支援、地域住民の協力の啓発に努めます。</p>
5. 子育てを支援する生活環境の整備	<p>～ 子育てがしやすい環境づくり ～</p> <p>子育て世帯を対象とした、医療費助成等の経済的支援、生活環境の充実に努めます。</p>
6. 職業生活と家庭生活との両立の推進	<p>～ 仕事と子育ての両立 ～</p> <p>男女が共同して子育てをする必要性を社会全体で再確認し、父親の子育てへの参加を促進します。</p> <p>仕事と育児の両立を支援するため、保育環境の充実や事業所の理解・協力の促進に努めます。</p>
7. 子ども等の安全確保	<p>～ 子どもが安心して育つ環境づくり ～</p> <p>子どもが安心して暮らせるよう、防犯・安全教育の徹底とともに、地域防犯力の向上に努めます。</p>
8. 要保護児童等への対応の推進	<p>～ 子どもの人権尊重 ～</p> <p>地域及び各関係機関のネットワークを構築し、被虐待児をはじめとする要保護児童等の支援に努めます。</p>

3-3 施策体系

8つの基本目標ごとに基本施策と施策の展開を整理します。

基本目標 1 若者が安心して子どもを産めるためのまちづくり

(1) 住環境の整備	① 子育て世帯向け住宅の供給、定住の促進
(2) 結婚への応援	① 出会いの場の支援
(3) 雇用・就労支援	① 通勤を支援する交通手段の整備 ② 雇用機会の拡大、起業支援の実施
(4) 医療の充実	① 小児医療等の充実

基本目標 2 子どもを守り、子育てを応援する地域コミュニティづくり

(1) 世代間交流の充実	① 交流活動の日常的な展開
(2) 地域の子育て力の充実	① 子育て支援サービスの充実 ② 保育サービスの充実

基本目標 3 子どもと母親の身体と心の健康づくり

(1) 子どもと母親の健康づくり支援	① 妊娠期から乳幼児期までの健康づくり支援 ② 小児医療等の充実（再掲）
(2) 心のケアの充実	① 相談・指導体制の充実
(3) 思春期における相談支援	① 思春期における保健と相談の充実
(4) 食育の推進	① 「地産地消」への取り組みによる「食の安全」確保 ② 健全な食生活への啓発と実践支援

基本目標 4 未来を担う若者の育成と子どもの健やかな成長

(1) 未来を担う若者の育成	① 子どもを生き育てることの意義の啓発と効果的な取り組みの推進
(2) 教育の充実による子どもの生きる力の育成	① 体験を通じた学びの場の提供 ② 健やかな心身の育成支援 ③ 保育所・幼稚園・学校教育プログラムの充実 ④ 特色ある教育の実施 ⑤ 基礎学力の定着
(3) 子どもや保護者等の自主活動の充実・支援	① 子どもの主体的な活動への支援 ② 健康づくり・スポーツに親しむ機会の充実 ③ 家庭教育の機会・メニューの充実

基本目標 5 子育てがしやすい環境づくり

(1) 経済的支援の充実

① 経済的支援の周知と充実

(2) 地域医療全般

① 小児医療等の充実（再掲）

基本目標 6 仕事と子育ての両立

(1) 仕事と家庭の両立支援

① 家庭教育の機会・メニューの充実（再掲）

② 男女共同参画社会への啓発

③ 通勤を支援する交通手段の整備（再掲）

(2) 保育環境の充実

① 保育サービスの充実（再掲）

② 保育所・幼稚園の運営のあり方検討

基本目標 7 子どもが安心して育つ環境づくり

(1) 地域防犯力の向上

① 地域ぐるみの防犯体制の強化

② 青少年補導・健全育成活動の展開

(2) 安全意識の高揚

① 安全教育の充実・安全点検の実施

(3) 安全な環境づくりの推進

① 安全な環境の整備

基本目標 8 子どもの人権尊重

(1) 要保護児童への対応

① 子どもの人権に関する理解の促進

② 児童虐待の発生予防と早期発見、支援の実施

(2) ひとり親家庭への支援

① 自立・生活支援の充実

(3) 障がい児への支援

① 障がい児の発達支援・教育の充実

② 障がい児の社会参加の促進・生活支援

4. 基本施策

4-1 若者が安心して子どもを産めるためのまちづくり

◆◇◆現状と課題◆◇◆

本町における少子化、人口減少問題については、結婚しない男女の増加や若者のUターンやIターン者の定住促進と雇用が最重要課題です。

若者が結婚し、安心して子どもを産み育てるためには、医療費助成を拡充するなど、子育て世代の経済的負担を軽減する独自事業を展開するとともに、男女の出会いの場の提供や住宅マスタープランによる地域の特性を活かした住宅の供給や空き家登録バンクの利用など住環境の整備、若者の雇用の確保など、より魅力的な環境づくりと長期的な施策が必要となってきています。

企業誘致については、企業立地基本計画を策定し、進めていますが、なかなか困難を極めています。

特に、IT産業など立地にこだわらない中小規模の事業所の誘致・開設支援、地域内の企業や住民向けサービスを供給する起業支援、さらに、神戸・大阪・明石などまで、より便利に通勤できるよう交通整備をするなど、さまざまな施策の実施が求められます。

また、本町の最大の課題は、医師の地域偏在による勤務医の不足です。救急医療、小児救急医療、周産期医療に携わる医師が恒常的に不足しており、人材を安定的に確保する仕組みを構築する必要があります。特に中町赤十字病院における産婦人科・小児科の再興に取り組むことも重要です。

◆◆◆取り組みの方向性◆◆◆

(1) 住環境の整備

若い世代が、多可町で子育てをしながら生活を営むことができるよう、住環境の整備に努めます。

① 子育て世帯向け住宅の供給、定住の促進

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
1	住宅マスタープランに基づく住環境整備	少子化対策の一環として地域の特性を活かした住宅の供給や住環境の整備を促進します。
2	空き家等情報バンク	農村機能の維持や都市と農村との交流による活性化を図るとともに、最近の自然志向や田舎暮らし志向に対応するために、「空き家等情報バンク」を設置し、ホームページ等でのPRに努めます。
3	木造住宅新築助成事業	町内に木造住宅を新築する場合、全体事業費が1,000万円以上2,500万円未満は30万円を、2,500万円以上は50万円を限度に助成を行います。 ただし、次の条件をすべて満たすこと。 ①建築基準法に基づいた工事であること。 ②大工、建具、設備、内装工事等の主なる14職種のうち10職種以上が地元の業者または職人であること。 ③主に兵庫県産木材を使用した住宅であること。

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名		内容
4	住宅新築助成事業	若者の定住促進のため、町内居住者（転入予定者）が町内に住宅を新築する場合等に助成します。
5	中古住宅購入助成事業	町内にUターン・Iターンする人が、中古住宅を購入する場合に助成します。

(2) 結婚への応援

未婚男女が結婚に結びつくよう、男女の出会いの機会を多くつくるなど企画した団体等に対し、ホームページや広報を利用した町内外への情報発信や庁用バスの提供など結婚への応援に努めます。

① 出会いの場の支援

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
6	このとりの会事業	魅力あるふるさとづくりに向けて心ふれあうパートナーとの出会いの場を提供するため、結婚のための出会いの舞台を企画した団体等には支援を行います。

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名		内容
6 1	ひょうご出会いサポートセンター連携推進事業	兵庫県が展開する「ひょうご縁結びプロジェクト」の一環として運営する「ひょうご出会いサポートセンター」との連携を図り、多彩なイベントや婚活セミナー、個別のお見合いなどによる独身男女の出会い・結婚の支援を行います。

(3) 雇用・就労支援

Iターン・Uターン者の雇用の充実を図るため、都会への通勤がより便利になるよう、交通ネットワークの充実に努め、雇用情報の提供や新たな産業と雇用の創出を図ります。

① 通勤を支援する交通手段の整備

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
7	路線バス等の運行維持	多可町内、西脇市及び加西市への移動の際の交通手段を確保します。
8	地域公共交通総合連携計画の推進	地域公共交通活性化協議会が総合連携計画を策定し、活性化再生のための事業展開を図ります。
9	道路網の整備	主要地方道国道・県道を近隣市町と協調しながら、整備促進の運動を行います。
10	町道の整備	町内3区間のアクセス強化と、狭あい道路の幅員確保により安全を図ります。

② 雇用機会の拡大、起業支援の実施

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
11	雇用情報の提供	たかテレビ文字放送及び本庁、各地域局窓口に備えつけるなど雇用情報を提供します。
12	企業立地基本計画の推進	企業立地基本計画に基づき企業誘致事業を推進します。

(4) 医療の充実

医療を必要とする人がいつでも、どこでも適切な医療サービスを受けられるよう、小児医療等の充実に努めます。

① 小児医療等の充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
13	地域医師確保対策等助成金交付事業	中町赤十字病院の医師確保に資するため、常勤・非常勤医師確保助成金や新たに赴任された医師に対する常勤医師赴任助成金を予算の範囲内で交付します。
14	地域医療施設整備助成事業	町内で診療所を開設する開業医に対し、診療所の開設に係る費用の一部を助成します。
15	地域医療体制の充実	かかりつけ医の普及や病院、診療所、医院の機能分担を進め、中核病院を中心とした連携ネットワーク化を図り、緊急時や夜間休日対応が可能な地域医療体制の充実に図ります。また、市立西脇病院・中町赤十字病院との連携を図り、産婦人科・小児科の再興に取り組みます。

地域に期待すること

- 空き家をつくらないようにしましょう。
- 友だちや子どもに地元に戻ってもらえるよう呼びかけましょう。
- 地元でのベンチャービジネスなど新しい試みを応援しましょう。
- 多可町の宣伝、多可町の良さを町外の多くの方に伝えましょう。
- 地元の事業主との信頼関係を築きながら、地元で消費（購買）しましょう。

4-2 子どもを守り、子育てを応援する地域コミュニティづくり

◆◇◆現状と課題◆◇◆

本町の家庭の状況は、家族の三世同居率が平成 17 年の国勢調査によると 32.4%で県内市町の中で1位、平成 20 年度実施の子育てアンケート調査結果でも 45.4%と高くなっている一方、ひとり親家庭も年々増加の傾向にあります。

また、女性の社会進出や多様化する就労形態により、さらに充実した保育サービスが求められています。少子高齢化により、子どもがいない地域も増加しており、地域における子どもの位置づけや人間関係の希薄化が進む中で、子育てにかかる知恵や相互扶助が得られにくくなっています。

さらに、「子育てについての第一義的な責任を有するのは保護者である」という基本的な認識をもちつつも、子育ては母親や子育て世帯のみの役割としないで、地域における子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

本町では、子育て相談や在宅で育児をしている母親等を支援するため、子育てふれあいセンターや児童館などで子育てグループ支援活動や親子教室などを実施しています。今後も、子育て中の親子が高齢者と気軽に集い、子育てや家事などのアドバイスを得られる環境づくりや、若者が子ども達と遊びを通してふれあうなど異世代が交流できる仕組みづくりが求められます。

地域においては、家庭での子どもの手伝いや村の行事、清掃活動へ積極的に参加させるなど、子どもの体験学習や地域住民とのふれあう機会を多くつくることで、互いの顔が知れ地域で支え合える仕組みが芽生えることが期待されます。

また、多可町社会福祉協議会においても、託児ボランティアの育成など、子育て支援の活動が展開されています。子育てを終えた女性が、その経験を活かして地域で子育て支援をしようという動きもあり、適切な仕組みづくりを推進することで、子育てを通じたコミュニティづくりがひろがっていくことが期待されます。

◆◆◆取り組みの方向性◆◆◆

(1) 世代間交流の充実

子どもが地域社会の中で健やかに育っていくことができるよう、世代間交流事業を促進し、子育て世代・世帯に限らず、地域の大人が近隣の子どもたちを支える関係を深めます。

① 交流活動の日常的な展開

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
16	老若男女の地域住民との交流事業	児童館や保育所において、地域の高齢者や子育て中の男性、中・高生など、老若男女の多世代間交流を実施します。
17	開かれた学校づくりの推進	オープンスクール、学校の積極的な情報発信や地域の方をゲストティーチャーにお願いするなど地域との信頼関係を高めます。
18	地域子育て支援拠点事業	子育てふれあいセンターを拠点とし、家庭や地域の教育力を高め、心身ともに健全な子どもの育成を図ります。

(2) 地域の子育て力の充実

次代を担う子どもたちを地域で育てていくため、親自身による主体的な取り組みを支援するとともに、地域の中で子育てについてのアドバイスをもらえる関係を進め、子育てを通じた共育の地域づくりに取り組みます。同時に、様々な生活形態の家庭を支援するため、子育て支援サービス・保育サービスの充実を図ります。

① 子育て支援サービスの充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
19	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

4-2 子どもを守り、子育てを応援する地域コミュニティづくり

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
20	養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師、保育士、ヘルパーの訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。
21	子育て家庭ショートステイ事業	児童の養育が一時的に困難、または母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、一定期間、養育または保護をします。

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名		内容
22	障がい児タイムケア事業	障がいのある児童及び生徒の下校後の活動の場を確保するとともに、保護者の就業支援等を図ります。

② 保育サービスの充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
23	保育所運営助成事業	保育所が行う保育の円滑化を図るため、途中入所受入促進等運営補助を行います。
24	障がい児保育事業	特別児童扶養手当支給対象児童及び軽度発達障がい児童に対する保育士の加配に補助を行い、障がい児保育の推進と充実を図ります。
25	延長保育事業	就労形態の多様化に伴い、通常の保育時間を超えた延長保育を実施します。
26	学童保育事業・預かり保育事業	小学校及び幼稚園の教育時間終了後等に、保護者の保護が受けられない小学1～3年生の児童、幼稚園児の心身の健全な発達を図ります。
27	一時預かり事業	保育所が行う保育の円滑化を図るため、一時預かりへの運営補助を行います。
28	保育料軽減(保育所徴収基準額表)	保育所徴収基準額を国の9割として設定し、保育料を軽減します。

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
29	保育料軽減(第3子以降保育料、同時入所)	兄弟の入所を問わず、第3子以降の保育料を1/3に軽減します。保育所に2人以上入所している場合、2人目は半額、3人目以降は無料に軽減します。
30	多子世帯保育料軽減事業	18歳未満の子が3人以上いる場合、第3番目以降の児童の保育料を軽減します。

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名		内容
31	病後児保育事業	保育所等に通所する児童が病気回復期にあり、集団保育が困難な間、一時的に預かるサービスを行います。

地域に期待すること

- 地域の伝統文化や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。
- 地域行事等の準備や片付けには子どもも参加し、貢献できるまちづくりをしましょう。



4-3 子どもと母親の身体と心の健康づくり

◆◇◆現状と課題◆◇◆

本町における子どもと母親の健康づくりのための乳幼児健診や健康教室等母子保健事業への参加率はかなり高いものとなっており、個別訪問や健診後のフォローアップなども実施し、乳幼児の発育・健康状態の適切な把握や指導が進んでいます。一方で、身近な場所での相談機能の充実や顔のみえるきめ細かな対応を進めることも必要です。

平成 21 年度から「養育支援訪問事業」を実施し、育児不安等を抱え、過重な負担により子どもの養育が十分にできないと思われる家庭においては、専門的訪問支援における助言や指導及びヘルパー派遣による育児支援を行っています。

また、子どもの生活をみると、偏食があったり、就寝時刻が遅いなど基本的な生活習慣の乱れが目立ちます。心身の健全な成長の基礎となる「食」については、母子保健、学校などにおける生活指導などによって「栄養価のある安全な食材に配慮した食事」「食を通じた子どもの育成」「生活習慣の改善」を進めることが必要です。

本町の学校給食事業についても、給食の食材に地元産野菜等を多く取り入れるための協議検討を多可町地産地消学校給食推進協議会で行うなど、地産地消による「食の安全」に取り組んでいます。

◆◆◆取り組みの方向性◆◆◆

(1) 子どもと母親の健康づくり支援

子どもと母親の健康づくりのために、国が示す「健やか親子 21」を受け具体的な目標値を設定するとともに、妊娠期から継続した育児支援を展開し健康診査や相談事業の充実を図ります。

また、どこでも適切な医療サービスを受けられるよう、小児医療の充実に努めます。

① 妊娠期から乳幼児期までの健康づくり支援

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
32	妊婦健康診査費助成事業	全妊娠期間のうち、妊婦健康診査費の助成を行います。
33	妊産婦健康教室・相談事業	母子健康手帳交付時の相談、こうのとりのセミナー、訪問などにより、保健師、栄養士、助産師による話と相談を行います。
34	予防接種事業	感染症予防のために乳幼児・学童を対象に予防接種を行います。
35	乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児の身体計測、内科検診及び歯科検診、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士による相談を行います。
36	乳幼児健康教室・相談事業	育児相談・心理相談等の相談事業や離乳食教室、9か月児、2歳児教室などにより身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による話と相談を行います。

② 小児医療等の充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
13	地域医師確保対策等助成金交付事業	再掲 (P21 参照)
14	地域医療施設整備助成事業	再掲 (P21 参照)
15	地域医療体制の充実	再掲 (P21 参照)

(2) 心のケアの充実

保護者が心にゆとりをもって子どもの成長を見守り、生活習慣を身につけさせていくことができるよう、保護者への相談・指導体制を充実します。

① 相談・指導体制の充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
37	「こころの相談」事業	育児や人間関係など様々な悩みについて、心理士が相談に応じます。
19	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	再掲 (P23 参照)
20	養育支援訪問事業	再掲 (P24 参照)

(3) 思春期における相談支援

青少年が、自らの健康や身体づくりに主体的に取り組んでいけるよう、正確な知識・情報の提供を行います。

① 思春期における保健と相談の充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
38	保健教育の指導充実	人間関係のストレスや生き方に悩む今日の子どもたちに、ライフスキル教育プログラムを実施するなど、健全な心を育む指導の充実を図ります。
39	多可ちよっ子悩み相談事業	多可ちよっ子悩み相談窓口を開設し、不登校、友人関係や進路などでの児童・生徒や保護者の相談に応じます。

(4) 食育の推進

心身の健全な成長の基礎となる「食」について、親のみならず、子どもたちにも正しい情報・知識を提供するとともに、地元でとれた野菜等の安全性や栄養に配慮した食事をする生活習慣を身につけていくことを支援します。

① 「地産地消」への取り組みによる「食の安全」確保

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
40	地産地消学校給食推進協議会の運営	学校給食の食材に、地元産農作物を取り入れるための協議検討を行います。

② 健全な食生活への啓発と実践支援

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
41	食育事業	マタニティクッキング・キッズクッキング・食育ひろば等妊婦から児童までの食生活のポイントと調理実習・栄養相談等の事業を行います。
42	学校給食の充実	学校給食を通じ、児童生徒に『食』の大切さを学ばせ、健康の確保を図ります。
43	栄養指導の充実	栄養教諭により、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。
44	食育教室	調理実習を通して食育の大切さを伝えるため、いずみ会への補助を行います。 栄養士が子育てふれあいセンターや保育所、幼稚園、小学校等へ出向き関係機関と協力して教室や相談など学習の場づくりや活動支援を行います。

地域に期待すること

- 保護者の方は乳幼児健診や育児教室、相談事業には積極的に参加しましょう。ご家族や地域の方は、保護者が参加できるよう手助けをしましょう。
- 託児ボランティア等に参加して、子育て中の保護者の支援をしましょう。
- まずは、家庭菜園から地産地消に取り組んでみましょう。
- 子どもも大人も、朝食を毎日食べましょう。

4-4 未来を担う若者の育成と子どもの健やかな成長

◆◇◆現状と課題◆◇◆

結婚をしない女性が増えている背景には、結婚後の育児や家事などにより、自由時間がなくなる、煩わしいなどの意識があるようです。未来を担う若者たちには、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関する教育が必要であり、地域においては、家庭を築き子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるための環境整備を進めることが求められています。

学校教育においては、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるための確かな学力の向上と、子どもが豊かな心を育むための子どもの心に響く道徳教育の充実を図ることが求められています。

本町では、小学校5年生を対象とした「自然学校」や中学校2年生の「トライやる・ウィーク」など、意義ある体験活動を実施しています。また、不登校対策やいじめ問題解消など、生徒指導の充実や、学校、家庭、地域との連携を図り、地域の方々やスクールカウンセラー等によるきめ細かな教育相談や指導体制の充実を図っています。

また、子どもの体力がピーク時に比べ低下傾向にあり、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成することや、そのスポーツ環境の充実を図ることが課題となっており、本町では平成21年度から「多可町生涯スポーツ振興基本計画」に沿ってその課題解決に向けて様々な事業を実施しています。

◆◆◆取り組みの方向性◆◆◆

(1) 未来を担う若者の育成

子どもたちに、家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義や大切さに関する啓発や教育の充実に努めます。

また、子どもたちが、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場などで乳幼児とふれあう機会を多くつくるための取り組みを推進します。

① 子どもを生き育てることの意義の啓発と効果的な取り組みの推進

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
45	家族・家庭のあり方と子どもの成長を考える教育の推進	幼児とふれあうなど体験的な学習活動を通して、自分の成長と家族、家庭と家族関係、幼児の生活と家族について指導を行います。
46	『命の大切さ』を実感させる教育の推進	男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育を進めます。

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名		内容
47	思春期セミナー	子育てふれあいセンターにおいて、中学生や高校生の託児ボランティアの体験の機会をつくり、乳幼児とのふれあいを深めます。

(2) 教育の充実による子どもの生きる力の育成

子どもたちが様々な実体験を通じて、学ぶ心を養い、目標を見つけ、実現する手段を描き、それに向けて努力をしていくことができるよう支援します。

子どもたちが意欲をもって学び、自らの力を高めていくことができるよう、カリキュラムの工夫を行うとともに、教員の指導力を高めるための研修や地域の学識経験者を招いての授業実践の強化を図ります。また、子どもの確かな学力、生きる力を育む教育活動を推進するため、全児童生徒の学力を客観的に調査、考察し、指導法の改善に活かしていきます。

4-4 未来を担う若者の育成と子どもの健やかな成長

① 体験を通じた学びの場の提供

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
48	トライやる・ウィーク事業	中学2年生が1週間、学校を離れ、生徒の興味・関心をもとに、地域の方々の指導による体験活動を行います。
49	自然学校事業	小学5年生が1週間、学習の場を教室から自然の中へ移し、地域の方や自然とふれあい様々な体験活動を行います。
50	青少年体験活動事業(長期休業中)	夏季等休業中の青少年に、多様な生活体験、社会体験、自然体験等、体験活動の場を提供します。
51	児童館事業	児童の健康増進と情操を豊かにするために、わくわく体験教室、おもしろ理科教室やこども教室など、健全な遊びの場を提供します。

② 健やかな心身の育成支援

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
52	スクールカウンセラーの配置	週1日を基本に各中学校1名を配置し、中学生及び校区の小中学生を対象に心の相談にあたります。
53	スクールアシスタントの配置	小学生を対象に、ADHD 児童やその児童が在籍する学級に配置し、きめ細かな指導・支援の補助活動を行います。
54	適応教室	不登校及び不登校傾向の小・中学生を対象に学校と家庭の中間の場として、自立や集団への適応力を高めます。
55	放課後子ども広場事業	放課後の小学校の運動場等を利用し、子どもたちの放課後における安心・安全な群れの遊びの場を提供します。

③ 保育所・幼稚園・学校教育プログラムの充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
56	ふるさと文化いきいき教室事業	子どもたちに我が国の長い歴史と伝統の中から生まれた伝統文化を体験・習得させる機会を提供します。
57	中学生と消防団の交流事業	中学生と消防団の交流を通して地域の間人間関係を深め、郷土を愛し、ともに支え合う地域づくりを進めます。
58	子ども憲章の具現化	子ども憲章看板（中央公園）・リーフレットを作成します。

④ 特色ある教育の実施

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
59	地域特性を活かした学習プログラムの提供	子どもたちの豊かな心を育てるため、播州歌舞伎、杉原紙、播州柏、竜神太鼓など、伝統文化を学び体験させる機会を提供します。

⑤ 基礎学力の定着

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
60	新学習システム推進事業	学級分割による少人数授業、同室で複数の指導者による指導、個別による指導を実施します。
61	学力向上支援事業	個室・別室での補充指導、放課後等の学習補充を実施します。

(3) 子どもや保護者等の自主活動の充実・支援

子どもが主体的に集団活動を実施し、社会のルールや地域の伝統、技術、習慣を学ぶことができるよう支援します。また、保護者や地域の大人の学びの場を充実します。

4-4 未来を担う若者の育成と子どもの健やかな成長

① 子どもの主体的な活動への支援

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
62	子ども会活動助成事業	単位子ども会相互の交流と子どもの健全な育成を図るため、子ども会育成連絡協議会活動へ助成します。

② 健康づくり・スポーツに親しむ機会の充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
63	少年少女スポーツクラブ等助成事業	スポーツを通じて青少年の身体と心を育てるため組織されている少年少女スポーツクラブ等活動へ助成します。
64	青年グループ・サークル活動の支援事業	青年団等青年グループ・サークル活動を支援し、活動の活性化を図ります。

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名		内容
65	トップアスリートによるスポーツ教室	国内外で活躍するトップアスリートによる講演、実技指導等を実施し、子どもたちに対する新たなスポーツへの取り組みを支援します。

③ 家庭教育の機会・メニューの充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
66	親業講座	家庭の教育力アップを図るため、親業講座を開催します。
67	地域家庭教育推進協議会の運営	家庭の教育力の低下が危惧される中、地域ぐるみで家庭教育を支援する仕組みづくりを進めます。

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名	内容
68 プレプレ・ママパパ講座	中高生を対象として、将来の自分の子育てについて考える講座を開設します。

地域に期待すること

- 各種団体が実施する地域の活動に積極的に参加しましょう。
- 子育てに関する町内でのいろいろな体験学習や自然学習にも親子で参加しましょう。
- スポーツクラブなどにみんなで参加し、健康づくり、体力づくりに努めましょう。
- 地域ぐるみで子どものしつけや教育に関わりましょう。
- 地域ぐるみで学校の教育活動に参加し、支援しましょう。



4-5 子育てがしやすい環境づくり

◆◇◆現状と課題◆◇◆

次代の社会を担う児童の健全な育成のために子ども手当制度や乳幼児等医療費助成など、子育て中の保護者に対する経済的支援施策を実施していますが、全国的にも少子化の波を抑えることはできないのが現状です。

子育てがしやすい環境をつくるためには、医療費助成を拡充するなど、子育て世代の経済的負担を軽減する独自事業を展開するとともに、いつでも、どこでも、安心して医療を受けることができるよう町内、近隣の病院等の連携による救急医療、夜間休日対応が可能な体制整備が重要になっています。

◆◇◆取り組みの方向性◆◇◆

(1) 経済的支援の充実

子育てに関する経済的支援制度の周知を図るとともに、就学前までの児童に対する医療費助成など国や県の施策に加えて、町独自の経済的支援を充実し、子育てがしやすい環境づくりに努めます。

① 経済的支援の周知と充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
69	子ども手当事業	次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校修了前までのすべての子どもを対象に、その保護者に対して子ども手当を支給します。
70	乳幼児等医療費助成事業	小学3年生までの通院・入院医療費と小学4年生から中学3年生までの入院医療費を一部負担なしの無料とします。
71	遺児等手当事業	父または母のいない児童を養育している保護者に対し、1人につき月額2,000円を支給します。

(2) 地域医療全般

いつでも、どこでも、適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医の普及や基幹病院と診療所・医院の機能分担を進め、緊急時や夜間休日対応が可能な医療体制の充実を図るとともに、医師の確保、地域医療施設の整備への助成に取り組めます。

① 小児医療等の充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
13	地域医師確保対策等助成金交付事業	再掲 (P21 参照)
14	地域医療施設整備助成事業	再掲 (P21 参照)
15	地域医療体制の充実	再掲 (P21 参照)

地域に期待すること

- みんなで地域医療・救急医療への関心と理解を深めましょう。
- 地元の医療機関を応援しましょう。

4-6 仕事と子育ての両立

◆◇◆現状と課題◆◇◆

本町が平成 20 年度に実施した子育てアンケート調査において、仕事と家庭の両立を支援する環境が整っていなかったために離職した方の割合（就学前児童の親）が 21.5%と高く、保育サービスが確実に利用できる見込みや職場において育児休業制度等が整い働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していたとの結果がでています。

就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要であるとされ、それを実現させるためには、育児休業法や介護休業法等の周知、事業所が策定する一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発が重要とされています。

また、本町では、子育て中の母親の就業率が高く、多世代同居家族であっても、保育サービスへのニーズが高くなっています。

女性の社会進出や多様化する就労形態により、さらに充実した保育サービスが求められています。多可町では、一時預かり保育でニーズに対応していきませんが、今後、ファミリーサポートセンター事業をはじめ、休日保育や病後児保育などの必要性が高まった場合は、具体的な対応策を検討していく必要があります。保育にかかる施設・設備の整備を図り、子どもが安全にのびのびと生活できる環境づくりを進めることも大切です。

◆◆◆取り組みの方向性◆◆◆

(1) 仕事と家庭の両立支援

住民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方・生き方が選択・実現できる社会づくりをめざします。

① 家庭教育の機会・メニューの充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
66	親業講座	再掲 (P34 参照)
67	地域家庭教育推進協議会の運営	再掲 (P34 参照)

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名		内容
68	プレプレ・ママパパ講座	再掲 (P35 参照)

② 男女共同参画社会への啓発

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
72	女性のチャレンジ支援	女性の継続就業や結婚・出産を機に退職し、再び就職や地域活動などにチャレンジする女性を支援するため、各種セミナーの開催や情報提供を行います。
73	家庭生活へ男性の参加を促す意識の啓発	家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男女がともに協力し合える家庭を築いていけるよう、家事・子育て・介護に関する男性対象講座を実施します。

③ 通勤を支援する交通手段の整備

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
7	路線バス等の運行維持	再掲 (P20 参照)
8	地域公共交通総合連携計画の推進	再掲 (P20 参照)
9	道路網の整備	再掲 (P20 参照)
10	町道の整備	再掲 (P20 参照)

(2) 保育環境の充実

子どもが保育所・幼稚園等で、のびのびと健やかに過ごすことができるよう、保育環境の充実を図ります。また、多様な働き方に対応した子育て支援、保育サービスを提供するため、幼保一元化施設・認定こども園の整備に努めます。

① 保育サービスの充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
23	保育所運営助成事業	再掲 (P24 参照)
24	障がい児保育事業	再掲 (P24 参照)
25	延長保育事業	再掲 (P24 参照)
26	学童保育事業・預かり保育事業	再掲 (P24 参照)
27	一時預かり事業	再掲 (P24 参照)
28	保育料軽減(保育所徴収基準額表)	再掲 (P24 参照)
29	保育料軽減(第3子以降保育料、同時入所)	再掲 (P25 参照)
30	多子世帯保育料軽減事業	再掲 (P25 参照)

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名		内容
22	障がい児タイムケア事業	再掲（P24 参照）
31	病後児保育事業	再掲（P25 参照）

② 保育所・幼稚園の運営のあり方検討

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
74	幼児教育検討委員会の運営	幼児教育検討委員会を設置し、保育所・幼稚園の幼保一元化・認定こども園化及び運営のあり方を検討します。

地域に期待すること

○お父さんも積極的に育児に参加しましょう。



4-7 子どもが安心して育つ環境づくり

◆◇◆現状と課題◆◇◆

子どもが被害者となる誘拐事件や連れ去り事件、いたずら等が各地で発生しており、学校施設内及び登下校時の安全確保は地域の緊急課題となっています。

学校教育においては、年間を通じて、安全教育や見守り・安全巡回パトロール員による学校園施設内や周辺及び通学路公園等のパトロールを実施するとともに、各校区の見守り隊等による児童の登下校の安全確保に向けて地域ぐるみでの防犯体制を整備しています。

今後は、集団登下校や自転車通学のマナーを向上するため、指導・教育を見直し、一層の徹底を図る必要があります。

また、通学路の交通安全確保や交通安全施設の整備なども引き続き進めていきます。

子どもを取り巻くメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもへの悪影響が懸念されます。子どもの携帯電話やインターネットの利用実態を把握するとともに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭で見守っていく必要があります。

◆◆◆取り組みの方向性◆◆◆

(1) 地域防犯力の向上

子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるため、地域ぐるみでのあいさつ運動の展開や見守り体制を確立するとともに、警察との連携を強化し、犯罪発生を抑止力を高めます。

① 地域ぐるみの防犯体制の強化

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
75	見守り・安全巡回パトロール	1年を通じて、保育所から中学校までの施設内・周辺及び通学路、地区の公園等をパトロールし、子どもたちの安全確保を図ります。

② 青少年補導・健全育成活動の展開

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
76	青少年問題協議会の啓発事業	「地域の子どもは地域で守り育てる」を合い言葉に、携帯電話やインターネットの有害情報の提供や薬物乱用防止の啓発など地域をあげて青少年の健全育成に取り組みます。
77	夜間巡回補導及び祭事特別補導	青少年補導委員による町内巡回補導及び町内外で開催される祭りなどで会場内の巡回補導を実施します。
78	量販店巡回補導	女性補導委員を中心に、町内量販店を訪問し、万引き防止活動及び情報交換を行います。

(2) 安全意識の高揚

子ども自身が自らの安全を守ることができるよう、交通、防災、防犯意識を高める指導を充実するとともに、地域の安全点検を実施します。

① 安全教育の充実・安全点検の実施

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
79	交通安全教室	町内の保育所、幼稚園、小学校対象に教室を実施します。
80	通学路の安全点検	各小中学校のPTAを中心に通学路の点検を実施します。
81	防犯体制の充実	防犯灯設置への集落補助を行います。
82	公園の安全点検	都市計画公園内の遊具の点検を行います。
83	保育所・幼稚園・学校の遊具の調査・点検	保育所・幼稚園・学校の遊具の調査及び点検を行います。

(3) 安全な環境づくりの推進

道路や公園など子どもの身近な環境の安全性を高めるため、計画的な環境整備に努めます。

① 安全な環境の整備

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
84	交通安全施設の整備	危険箇所等にカーブミラー、交通標識を設置します。
85	通学路の安全対策	PTA、学校等からの連絡を受けて対応します。
86	公園の整備	都市計画公園内の危険箇所(遊具の撤去)の整備を行います。
87	保育所・幼稚園・学校の遊具の整備	保育所・幼稚園・学校の遊具の整備を行います。

地域に期待すること

- 交通ルールを守りましょう。
- 集団登下校に努めましょう。
- 地域であいさつなどの声をかけましょう。
- 不審者をみかけたら警察に通報しましょう。

4-8 子どもの人権尊重

◆◇◆現状と課題◆◇◆

親が子どもに日常的に暴力をふるったり、食事を与えないなど子どもの養育を放棄する事象が急増しており、兵庫県内の市町で受け付けている虐待相談件数も、平成 16 年度の 1,014 件から平成 20 年度は 1,245 件と増加しています。子育てにおいて、誰もが虐待に及ぶ危険性をもっています。子どもの虐待を未然に防止し、発見した場合の適切な対応ができる体制づくりが重要になっています。

本町においては、要保護児童等の早期発見と適切な保護を行うため、平成 18 年度に要保護児童対策地域協議会を設置しました。その協議会においては、関係機関・団体等との連携の強化を図り、虐待を受けている児童及びその保護者に関する情報収集や必要な支援を行っています。

近年は子育て期の離婚者も増えており、ひとり親で子育てをしている家庭への適切な支援も重要になっています。

また、障がいのある子どもについては、就学前から就学期・就学後まで、日常生活から学校生活、職業訓練、職業生活に至るまで、保健・医療・福祉・教育が連携して、一貫した支援体制のもとで自立への支援が行われることが求められています。障がい児を抱える親が、将来にわたって心にゆとりをもって子どもの自立を支援し、最も身近な存在として介助し続けていくことができるよう、生活支援体制を強化する必要があります。

本町では、発達障がい児のライフステージに応じた継続的な支援を行うために、平成 21 年度からサポートファイルを導入しています。今後は、この制度の啓発と取り組みの充実が重要課題になっています。

◆◆◆取り組みの方向性◆◆◆

(1) 要保護児童への対応

子どもの権利が尊重される社会環境づくりのため、子ども、保護者及び住民への人権擁護の意識啓発活動を推進します。

また、児童虐待を未然に防止し、早期に発見するため、相談・支援体制の構築・強化を図るとともに、医師やこども家庭センター等の専門家・機関との連携による要保護児童に対する適切な援助に取り組みます。

① 子どもの人権に関する理解の促進

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
88	多可町民の集い	お互いの人権が尊重され、心ふれあうまちづくりへの意識を高めるため、年2回町民が集い、人権意識の普及と高揚を図ります。
89	子どもの人権作品の募集と表彰	作品づくりを通して人権尊重の重要性の理解を深めるため、各学校園の子どもたちに人権作文、詩、ポスター等の募集と表彰を行います。

② 児童虐待の発生予防と早期発見、支援の実施

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
90	児童虐待防止啓発事業	児童虐待の防止リーフレットや対応マニュアルを作成し、虐待の発生予防及び早期発見、迅速な対応への啓発を行います。
91	要保護児童対策地域協議会(子ども虐待対応ネットワーク)の運営	子どもの健全な養育を支援するため、関係機関の連携を強化し、個別ケース検討会議等による情報交換及び子どもや保護者を支援する体制をつくります。
20	養育支援訪問事業	再掲 (P24 参照)
21	子育て家庭ショートステイ事業	再掲 (P24 参照)

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親で子育てをしている家庭に対して、ゆとりをもって子育てができるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに、経済的な自立の支援に努めます。

① 自立・生活支援の充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
71	遺児等手当事業	再掲（P36 参照）
92	母子相談の充実	自立支援員・家庭相談員による母子及び寡婦家庭に対する相談・指導を行い、その生活の安定と福祉の向上、自立の支援を行います。
93	児童扶養手当による支援	父と生計を共にできない、または父がいても極めて重度の障がいがある場合に、児童を養育している方(母またはその養育者)に児童扶養手当を支給します。
94	母子家庭等医療助成事業	母子家庭等の18歳までの児童に係る医療費を助成します。

(3) 障がい児への支援

障がい児がそれぞれにもっている能力を高め、地域の中で自立して生活を営むことができるよう、総合的な支援体制を充実します。

① 障がい児の発達支援・教育の充実

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
95	発達障がい児支援事業	心理士訪問による、保育所・幼稚園における発達障がい児等の早期発見と支援への助言を行います。
96	発達相談・療育教室	健診等で経過観察し、継続的に支援が必要な乳幼児を対象に小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士、音楽療法士等による発達相談・療育教室を行います。
97	適正就学指導委員会	小中学生における特別支援教育を必要とする児童・生徒の調査及び就学指導に関し、専門家等で審議します。

●●●新規で取り組む事業●●●

事業名		内容
98	発達障がい理解のための啓発事業	発達障がい児への理解と早期発見、適切な対応のために発達障がい啓発リーフレットを作成し、町内学習会などの機会にリーフレットを活用します。
22	障がい児タイムケア事業	再掲（P24 参照）

② 障がい児の社会参加の促進・生活支援

●●●継続・拡充する事業●●●

事業名		内容
99	社会参加促進事業	スポーツ（レクリエーション）を通じ、お互いの交流と親睦を深め、体力の維持増進を図ります。
100	サポートファイル作成事業	障がい児のライフステージに応じた継続的な支援を行うため、サポートファイルを作成し、活用を推進します。

地域に期待すること

- 児童虐待を発見した時は、役場やこども家庭センターへ相談や通報しましょう。
- 発達障がいを理解し、温かい心で見守りや支援をしましょう。
- 地域に孤立した家庭をつくらぬよう、日頃からご近所同士、お互いに声をかけ合いましょう。

5. 保育サービスに係る目標事業量

国が定める保育サービスを中心とした目標事業量について、以下のように設定し、取り組んでいきます。

	事業名	平成20年度 実施状況	平成26年度 目標事業量	備考
1	通常保育事業（公立） 開所時間は11時間。保育時間は原則8時間以上	3保育所 定員 270人	2保育所 定員 240人	加美区2箇所を 1箇所に統合
	通常保育事業（私立） 開所時間は11時間。保育時間は原則8時間以上	3保育所 定員 240人	3保育所 定員 240人	
	通常保育事業（合計） 11時間の保育時間における保育サービス	6保育所 定員 510人	5保育所 定員 480人	
2	延長保育事業 保護者の就労形態の多様化に伴い、通常の開所時間の11時間を超えて延長保育するサービス	30分延長 6保育所で 実施	30分延長 5保育所で 実施	
3	休日保育事業 保護者が仕事等により休日の保育が困難な時の保育サービス	未実施	—	
4	夜間保育事業 保護者が夜間勤務の場合、延長保育時間を超えて深夜まで行う保育サービス	未実施	—	
5	病児・病後児保育事業 [病後児保育(派遣型)] 保育所等に通所する児童が病気回復期にあり、集団保育が困難な間、一時的に預かるサービス(児童居宅への派遣)	未実施	—	施設型で対応
6	病児・病後児保育事業 [病後児保育(施設型)] 保育所等に通所する児童が病気回復期にあり、集団保育が困難な間、一時的に預かるサービス(病院等の施設通所)	未実施	1か所 定員 2人	
7	一時預かり事業 保護者が就労や入院・育児疲れ等で家庭での保育が一時的に困難なとき、保育所で一時的に預かるサービス	6か所	5か所	

	事業名	平成20年度 実施状況	平成26年度 目標事業量	備考
8	特定保育事業 3歳未満児を対象に、週2～3日程度等、柔軟に利用できる保育サービス	未設置	—	
9	放課後児童健全育成事業（1～3年） 保護者が就労等で昼間家庭に不在の児童（主に低学年）を預かり、健全な育成を図るサービス	5か所 定員 170人	5か所 定員 220人	八千代区 拡充
10	トワイライトステイ事業 保護者の恒常的な夜間残業等により、児童の生活指導や家事の面で困難がある時、児童福祉施設等で夜間預かるサービス	未設置	—	
11	ショートステイ事業 保護者が疾病、出産、看護、事故災害等で、家庭での保育が一時的に困難な時、児童福祉施設等で入所するサービス	4か所 （委託）	5か所 （委託）	21年度1箇所 追加指定
12	ファミリーサポートセンター事業 育児援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、地域で子育て支援を行うネットワーク事業	未設置	—	
13	地域子育て支援拠点事業（センター型） 在宅乳幼児や保護者を対象に、保育所等で、育児相談やふれあい遊びを行う子育て支援サービス	1か所	1か所	
14	地域子育て支援拠点事業（ひろば型） 0～3歳の乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、安心感を得たり、悩みを相談・解決できるような交流機会や場の提供を行う事業	未設置	—	

6. 重点的に取り組む事業

本計画により実施する事業の範囲は多岐にわたるため、前期計画からの課題や後期計画の基本理念、基本目標、基本施策を踏まえ、特に重点的に取り組む事業を設定し、推進していきます。

6-1 若者に魅力あふれる環境づくり

本町の少子化対策を協議していく中で、若者の結婚と雇用、魅力あるまちづくりが課題であることがわかってきました。

後期計画においては、国が「行動計画策定指針」で示した7つの施策領域に、本町として「若者の定住促進」という独自の課題領域を加え、少子化の抑制に取り組んでいきます。

特に、平成22年度から、若者、Uターン・Iターン者が町内で住宅を新築する場合や中古住宅を購入する場合の助成制度の新設など、若い世代が子育てしやすい住環境整備を推進していきます。

また、県の「ひょうご縁結びプロジェクト」とも連携しながら、本町においても男女の出会いの場を設定していきます。

6-2 地域における交流の場づくり

前期計画においては、地域社会全体で地域の子育て力を高め、心が通い合う支え合い活動のため、多世代間交流などの地域の子育て支援事業の推進と「子ども見守りネットワーク」の構築に取り組みました。

しかし、子育てに関する不安や悩みは、子どもの成長・発達に伴い、様々な形となって現れ、アンケート調査においても、子育てに関する不安が依然として高いことがわかりました。

今後も、子育てや育児不安解消のため、子育て中の親子や祖父母等が気軽に集まり、交流し、共に学び成長できる場や機会の充実に取り組みます。

特に、八千代子育てふれあいセンターを拠点とした地域子育て支援拠点事業や児童館事業、保育所（園）や幼稚園、小中学校等における三世代交流事業のより一層の充実に図っていきます。

6-3 未来を担う若者の育成

前期計画では、子どもの生きる力の育成として、主に、「自然学校」や「トライやる・ウィーク」事業、既存の地域行事への参画など体験を通じた学びの場の提供とスクールカウンセラーの配置など、健やかな心身の育成支援などに向けた取り組みを行い、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、勤労の喜びの体験と生きる力を育ててきました。

現在、次代を担う子どもたちには、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関する教育が求められています。

後期計画では、前期計画の取り組みに加え、未来を担う若者の育成のため、「思春期セミナー」を実施し、中学生や高校生の託児ボランティア体験の機会をつくるなど、乳幼児とのふれあいを深めていきます。また、小中学校においては、『命の大切さ』を実感させる教育」と「家族・家庭のあり方と子どもの成長を考える教育」を推進し、「自分の成長と家族」「家庭と家族関係」「幼児の生活と家族について」の指導、強化に取り組んでいきます。

6-4 保育サービスの充実

本町の子育てアンケート調査では、三世代同居の家庭が多いという結果がでて一方、ひとり親家庭も年々増加の傾向にあります。また女性の社会進出や多様化する就労形態から、通常保育だけでなく、延長保育や一時預かり事業などのニーズが高まっています。

前期計画においても、様々な生活形態の家庭を支援するため、通常保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、学童保育事業・預かり事業等に取り組んできました。今後においても、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスができるよう一層の充実を図っていきます。

特に、学童保育事業の充実を図るとともに、障がいのある児童・生徒の下校後の活動の場を確保するために、「障がい児タイムケア事業」を実施し、保護者の就業支援等に取り組んでいきます。

6-5 児童虐待の防止と発達障がい児への支援

前期計画では、児童虐待防止と発達障がい児への支援のため、家庭、保育所、学校園、地域、関係機関が連携して支援策を検討する「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。そして、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童及び発達障がい児の早期発見と早期対応に努め、その家庭や保護者への適切な相談、保護、支援の体制づくりなどの取り組みを行ってきました。

しかし、虐待をはじめとする子育てに関する相談は、年々増加傾向にあり、相談の内容も複雑・多様化しています。

後期計画においても、子どもの命を守る、子どもの健やかな育ちのため、関係機関の効果的な連携による支援に努めていきます。

特に、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭にかかる保健医療の連携体制により、情報収集に取り組めます。そして、保健師等による専門的訪問支援や産後・育児支援ヘルパー派遣が利用できる「養育支援訪問事業」や養育ができない場合に一時的に児童養護施設等を利用することができる「子育て家庭ショートステイ事業」などに繋げていきます。

また、発達障がい児のライフステージに応じた支援が継続的に行えるよう、保健・医療・福祉・教育などの多方面からの支援内容を包括した「発達障がい児サポートファイル」作成への啓発や療育支援を行っていきます。

7. 実現方策

多可町次世代育成支援対策推進行動計画の基本理念である『のびのび育とう、育てよう』を実効あるものとするため、行政として次の取り組みを実施します。

7-1 町民や関係機関との連携

本計画を実現するためには、町民、事業主、町がそれぞれの立場で主体的に行動するとともに、協働していくことが重要です。実効ある計画として展開していくために、町民の意見を聞きながら、関係機関・団体と連携を図り、本計画を推進していきます。

7-2 次世代育成ネットワーク会議の推進

次世代育成は、住民と行政の協働による事業、地域の諸団体による取り組みなど、多様な主体の実践活動によって実現されていきます。そのため、町民や医療・福祉・教育・商工など各関係団体などにより構成する『次世代ネットワーク会議』を実施し、少子化対策推進本部との連携を図りながら、進捗状況や課題、今後の取り組み予定などをもちより、相互に意見交換、調整を図るとともに、本計画の推進を図ります。

7-3 多可町少子化対策推進本部会議による計画の進行管理

次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係課局が連携して課局横断的に取り組む必要があります。町長をはじめ庁内全課局の所属長等で構成する『多可町少子化対策推進本部会議』及び関係課で構成する『推進本部幹事会』を実施し、本計画を全庁的に推進するとともに、年度ごとに進捗状況の把握をし、施策の充実や見直しについて協議し、『次世代ネットワーク会議』に報告します。

また、本計画で掲げた次世代育成に関する目標が達成されたかどうかの調査や評価を適時実施し、計画の進行管理を行います。

資料編

多可町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会委員名簿

◎委員長、○副委員長（順不同、敬称略）

氏名	選出団体等	備考
◎ 藤岡 秀英	神戸大学准教授	
山口 邦政	町議会議員	H21. 11. 30 から
廣畑 幸子	町議会議員	H21. 11. 26 まで※
敷原 誠子	教育委員会教育委員	
吉田 幸司	保育所保護者	
○ 新田 昌美	民生委員・児童委員協議会	
永谷 善康	社会福祉協議会	
北藤 良介	商工会	
横山 弘伸	P T A連絡協議会	
藤原 恵美	子育てグループ	
眞鍋 礼子	地域協議会（中区）	
足立 浩之	地域協議会（加美区）	
棚倉 修規	地域協議会（八千代区）	
桑村安佳美	健康福祉課健康づくり推進室	

※交代後もオブザーバーとして参加いただきました。

多可町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会の経過

策定委員会	開催年月日	内 容
第1回策定委員会	平成21年7月29日	計画趣旨説明、子育てに関するアンケート調査結果説明、多可町の「少子化対策」に対する意見交換。
第2回策定委員会	平成21年8月26日	①「結婚・雇用について」「多可町基本施策事業について」の意見を集約。②重点的に取り組むべき事業を提案。
第3回策定委員会	平成21年9月29日	①結婚支援事業、②雇用・産業育成事業、③住みよいまちづくりのテーマについて具体策を検討。
第4回策定委員会	平成21年10月27日	3つのテーマを具体化するために、Iターン、Uターン、少子化対策に関連する事業について及び地産地消に関する現状についてを勉強。
第5回策定委員会	平成21年11月24日	①Iターン、Uターン、少子化対策に関連する事業について及び地産地消に関する現状についてを勉強。 ②計画(素案)の概要説明。 ③ファミリーサポートセンター事業についての説明。
第6回策定委員会	平成21年12月16日	①Uターン・Iターンに関連する事業及び地産地消の取り組みについて、再度勉強。 ②ファミリーサポートセンター事業について協議検討。
第7回策定委員会	平成22年1月19日	次世代育成支援対策推進行動計画(素案)について検討。
第8回策定委員会	平成22年2月16日	次世代育成支援対策推進行動計画(案)について審議。
第9回策定委員会	平成22年3月8日	次世代育成支援対策推進行動計画書の確認。

平成 21 年度多可町少子化対策推進本部会議委員名簿

◎本部長、○副本部長

所 属	役職名等	氏 名	
	町 長	◎ 戸田 善規	
	副町長	○ 工古田隆夫	H22. 1. 1 から (H21. 12. 31 まで委員)
	副町長	○ 東田 耕造	H21. 12. 31 まで
	教育長	○ 岸原 章	H22. 1. 1 から
	教育長	○ 小林 紀之	H21. 12. 31 まで
	技 監	笹倉 康司	
生活安全課	防災監兼課長	有田 繁夫	
総 務 課	理事兼課長	内橋 志郎	
行政経営課	課 長	小野 博史	
企画情報課	課 長	吉田 一四	
税 務 課	課 長	戸田 敏博	
住 民 課	課 長	森 貴美代	
健康福祉課	課 長	時政 久雄	
子 ど も 課	課 長	笹倉 規生	
産業振興課	課 長	廣畑 雅弘	
建 設 課	課 長	山口 昌平	
上下水道課	課 長	今中 明	
加美地域局	局 長	安田 一司	
八千代地域局	局 長	神田 雅一	
会 計 課	会計管理者兼課長	小牧 建博	
議会事務局	局 長	大山 高弘	
管 理 課	課 長	萬浪 佳隆	
学校教育課	課 長	松本 寿朗	
社会教育課	課 長	内橋 茂	

平成 21 年度多可町少子化対策推進本部幹事会名簿

◎会長、○副会長

所 属	役職名等	氏 名	備 考
	副町長	◎ 工古田隆夫	H22. 1. 1 から (H21. 12. 31 まで副会長)
	副町長	◎ 東田 耕造	H21. 12. 31 まで
	理事兼課長	○ 内橋 志郎	H22. 1. 1 から
総 務 課	主 査	笹倉 敏弘	
行政経営課	副課長	益田 勝義	
企画情報課	課長補佐	翁田 友子	
税 務 課	副課長	三村 秀夫	
住 民 課	課長補佐	小牧 泉	
生活安全課	課長補佐	池田 公平	
健康福祉課	副課長	桑村安佳美	
子 ど も 課	副課長	藤本 弘之	
産業振興課	課長補佐	吉井 三博	
建 設 課	課長補佐	小林 光代	
上下水道課	課長補佐	遠藤 博	
管 理 課	副課長	石井 宏幸	
学校教育課	課 長	松本 寿朗	H22. 1. 1 から
学校教育課	主任指導主事	近藤 文好	H21. 12. 31 まで
社会教育課	課長補佐	小林 英喜	

平成 21 年度多可町少子化対策推進本部会議及び幹事会の経過

会 議	開催年月日	内 容
第 1 回本部会議	平成 21 年 6 月 8 日	少子化対策推進本部設置要綱の説明及び幹事の選出。 行動計画の趣旨説明。 計画策定委員会についての説明。
第 1 回幹事会	平成 21 年 8 月 21 日	少子化対策推進本部設置要綱の説明。 行動計画の趣旨説明。 多可町の「少子化対策」に対する意見交換。
第 2 回幹事会	平成 21 年 12 月 18 日	次世代育成支援対策推進行動計画(素案)について検討。
第 3 回幹事会	平成 22 年 1 月 14 日	次世代育成支援対策推進行動計画(素案)の修正。
第 4 回幹事会	平成 22 年 1 月 29 日	次世代育成支援対策推進行動計画(案)について検討。
第 2 回本部会議	平成 22 年 2 月 4 日	次世代育成支援対策推進行動計画(案)の作成。
第 3 回本部会議	平成 22 年 3 月 25 日	次世代育成支援対策推進行動計画書持ち回りによる承認。

多可町次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会及び 平成 21 年度多可町少子化対策推進本部 事務局

子ども課	課 長	笹倉 規生	
子ども課	副課長	藤本 弘之	
子ども課	課長補佐	藤原 英子	

評価指標一覧表

(1) 主な事業の評価指標

No	事業名	指標名 (単位)	実績値				見込値	目標値(計画値)			担当課
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1	住宅マスタープランに基づく住環境整備	子育て世帯・若者世帯向け町営住宅の供給戸数 (戸)	—	—	2	6	10	10	10	住民課	
5	中古住宅購入助成事業	助成件数 (件)	—	—	3	0	3	3	3	住民課	
6	こうのとりの会事業	支援回数 (22年度以降は出合いの場参加者数) (件) (人)	—	—	—	104	100	100	100	地域振興課	
6-1	ひょうご出会いサポートセンター連携推進事業	縁結びサポート推進員登録数 (人)	—	—	—	0	24	24	24	地域振興課	
7	路線バス等の運行維持	3路線及びコミバスの利用人数(10月～翌年9月) (人)	173,995	168,742	170,159	169,239	168,000	170,000	172,000	地域振興課	
11	雇用情報の提供	提供回数 (回)	50	50	30	50	50	50	50	産業振興課	
18	地域子育て支援拠点事業	中高生ボランティア・ふれあい体験人数 (人)	61	38	117	139	120	120	120	こども未来課	
19	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	訪問実施率 (%)	92.9	89.7	92.3	95	100	100	100	健康福祉課	
22	障がい児タイムケア事業	利用者数(定員10名) (人)	—	—	6	7	10	10	10	健康福祉課	
23	保育所運営助成事業	年間待機乳幼児人数 (人)	0	0	0	0	0	0	0	こども未来課	
26	学童保育事業・	年間待機児童人数 (人)	12	4	1	0	0	0	0	こども未来課	
	預かり保育事業	年間待機児童人数 (人)	3	0	0	0	0	0	0		
29	保育料軽減(第3子以降保育料、同時入所)	3人以上の家庭数の割合 (%)	22.71	22.31	22.71	22.25	22.50	22.75	23.00	こども未来課	
31	病後児保育事業	年間利用人数 (人)	—	—	13	10	10	10	10	こども未来課	
33	妊産婦健康教室・相談事業	教室参加者数 (人)	168	182	158	140	160	160	160	健康福祉課	
35	乳幼児健康診査	4か月児健診受診率 (%)	96.9	97.9	100.0	98	100	100	100	健康福祉課	
		1歳6か月児健診受診率 (%)	96.6	95.0	99.3	98	100	100	100		
		3歳児健診受診率 (%)	98.3	96.4	100.0	95	100	100	100		
37	「こころの相談」事業	相談件数 (件)	57	52	46	45	72	72	72	健康福祉課	
50	青少年体験活動事業 (長期休業中)	参加者数 (人)	150	200	189	258	220	220	220	こども未来課	
51	児童館事業	体験教室等参加者数 (人)	967	1,921	2,608	2,700	2,700	2,700	2,700	こども未来課	
56	ふるさと文化いきいき教室事業	参加者数 (人)	55	69	73	93	70	70	70	こども未来課	
64	青年グループ・サークル活動の支援事業	活動参加者数 (人)	558	585	669	680	720	765	810	生涯学習課	
77	夜間巡回補導及び祭事特別補導	実施回数 (回)	26	29	26	26	26	26	26	こども未来課	
96	発達相談・療育教室	参加者延べ人数 (人)	516	398	374	250	520	520	520	健康福祉課	
100	サポートファイル作成事業	作成件数 (件)	10	25	53	63	70	85	95	こども未来課 健康福祉課	

(2) 健やか親子 21 各課題の取り組みの指標

【妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援】

指標	国の直近値	国の目標	多可町の現状(ペ-スライン)	2014年目標
妊娠・出産について満足している者の割合	H17 91.4%	100%	H21健診アンケートにて把握中 (H21.4~11) 妊娠：93.5% 出産：94.6%	90%以上維持
妊娠11週以下での妊娠の届け出率	H15 66.2%	100%	H20 57.6%	100%
母性健康管理指導事項連絡カードを知っている就労している妊婦の割合	H17 19.8%	100%	H22 母子手帳アンケートで把握	増加
出産後1か月時の母乳育児の割合	H17 42.4%	増加傾向へ	H20 40.4%	増加傾向へ

【小児保健医療推進を維持・向上させるための環境整備】

指標	国の直近値	国の目標	多可町の現状(ペ-スライン)	2014年目標
全出生数中の極低出生体重児の割合 全出生数中の低出生体重児の割合	H16 極低出生体重児 0.8% 低出生体重児 9.4%	減少傾向へ	H19 超極低:0.6% 低:7.4% H20 極低:1.2% 低:10.8%	減少傾向へ
う歯のない3歳児の割合	H15 68.7%	80%以上	H20 67%	80%以上
妊娠中の喫煙率 育児期間中の両親の自宅での喫煙率	H17 妊娠中 7.3%、7.9%、8.3% 育児期間中 (3M) (1.6歳) (3歳) 父親：54.9% 55.9% 54.5% 母親：11.5% 16.5% 18.1%	なくす	H20 妊娠中 7.3% 両親の喫煙 (H21.4~11) (4M) (1.6歳) (3歳) 父親：48.4% 48.4% 52.9% 母親：5.4% 3.3% 4.9%	妊娠中…0% 育児期間中… なくす
妊娠中の飲酒率	H17 14.9%、16.6%、16.7%	なくす	H19 5.0% H20 5.3%	なくす
かかりつけの小児科医を持つ親の割合	H17 1歳6か月児 86.3% 3歳児 86.4%	100%	H19 74% H20 1歳6か月児 77.1% 3歳児 76.9%	100%
休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合	H17 1歳6か月児 87.8% 3歳児 89.9%	100%	H19 71.9% H20 1歳6か月児 76.5%	100%
事故防止対策を実施している家庭の割合	H17 1歳6か月児 80.5% 3歳児 74.7%	100%	H21(9か月児アンケートにて把握中)	100%
乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	H17 1歳6か月児 30.7%	100%	H19 1歳6か月児 29.9% H20 1歳6か月児 73.4%	100%
心肺蘇生法を知っている親の割合	H17 1歳6か月児 15.3% 3歳児 16.2%	100%	H19 53.9% H20 1歳6か月児 53%	100%
乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合	H17 1.2%、3.3%、2.4%	なくす	H19 16.4% H20 11.7%	なくす
6か月までにBCG接種を終了している者の割合	H17 (参考値) 92.3% 注)1歳までに接種した者の割合	95%	H20 96.4%	100%
1歳6か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合	H17 三種混合 85.7% 麻しん 85.4%	95%	H20 三種混合 93.2% 麻しん・風しん 79.7%	95%

【子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減】

指標	国の直近値	国の目標	多可町の現状(ベ-スライン)	2014年目標
子育てに自信が持てない母親の割合	H17 3か月児 19.0% 1歳6か月児 25.6% 3歳児 29.9%	減少傾向へ	H21健診アンケートにて把握中 (H21.4~11) 4か月児 21.5% 1歳6か月児 27.5% 3歳児 29.4%	減少傾向へ
子どもを虐待していると思う親の割合	H17 3か月児 4.3% 1歳6か月児 11.5% 3歳児 17.7%	減少傾向へ	H22健診アンケートにて把握予定	減少傾向へ
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	H17 3か月児 77.4% 1歳6か月児 69.0% 3歳児 58.3%	増加傾向へ	H21健診アンケートにて把握中 (H21.4~11) 1歳6か月児 73.6% 3歳児 78.4%	増加傾向へ
育児について相談相手がいる母親の割合	H17 3か月児 89.2% 1歳6か月児 98.9% 3歳児 98.7%	増加傾向へ	H21健診アンケートにて把握中 (H21.4~11) 4か月児 98.9% 1歳6か月児 98.9% 3歳児 100%	増加傾向へ
育児に参加する父親の割合	H17 (よくやっている) (時々やっている) 3か月児 50.3% 39.0% 1歳6か月児 45.4% 40.4% 3歳児 39.8% 43.5%	増加傾向へ	H19 77.3% H22健診アンケートにて把握予定	増加傾向へ
子どもと一緒に遊ぶ父親の割合	H17 (よく遊ぶ) (時々遊ぶ) 3か月児 61.2% 33.0% 1歳6か月児 55.4% 37.6% 3歳児 48.1% 42.1%	増加傾向へ	H19 50.5% H22健診アンケートにて把握予定	増加傾向へ
出産後1か月時の母乳育児の割合(再掲)	H17 42.4%	増加傾向へ	H20 40.4%	増加傾向へ
乳幼児の健康診査に満足している者の割合	H17 1歳6か月児 32.4% 3歳児 30.0%	増加傾向へ	H20 1歳6か月児 96.1% 3歳児 96.1%	増加傾向へ

(3) 施策レベルの評価指標（成果指標）

領域	指標名	現状* 平成20年度	目標 平成26年度	
1	若者が安心して子どもを産めるためのまちづくり	多可町で子どもを産んでよかったと思っている保護者の割合	-	調査
2	子どもを守り、子育てを応援する地域コミュニティづくり	保育サービス等子育て支援サービスに満足している保護者の割合	-	調査
		子育てに関する情報を入手しやすいと感じている割合 (就学前児童保護者) (小学生児童保護者)	69.3% 60.9%	増加
3	子どもと母親の身体と心の健康づくり	子育てをする上で不安や負担を感じている割合 (就学前児童保護者) (小学生児童保護者)	44.2% 52.3%	減少
		子育てについての相談体制や窓口について満足している割合 (就学前児童保護者) (小学生児童保護者)	66.7% 57.6%	増加
4	未来を担う若者の育成と子どもの健やかな成長	子どもの生きる力の育成に向けた十分な地域の教育環境が整備されていると感じる保護者の割合	-	調査
		将来、結婚して子どもがほしいと思っている割合 (中学生) (多可高校生)	-	調査
5	子育てがしやすい環境づくり	子どもの施設の整備状況について満足している割合 (就学前児童保護者) (小学生児童保護者)	67.9% 56.9%	増加
6	仕事と子育ての両立	子どもと一緒に時間を十分にとれると考える保護者の割合	-	調査
		配偶者の家事育児分担に対し満足している保護者の割合	-	調査
7	子どもが安心して育つ環境づくり	地域における防犯活動が活発であると感じる保護者の割合	-	調査
8	子どもの人権尊重	体罰もしつげだと思っている割合 (就学前児童保護者) (小学生児童保護者)	5.6% 7.1%	減少
		子どもが地域全体で見守られていると感じる保護者の割合	-	調査

*現状値は、平成20年度実施の就学前児童保護者、小学生児童保護者を対象とした調査結果によるもの。